

出席委員 杉崎委員長、佐藤（正）副委員長  
青木委員、岸本委員、太田委員  
関口議長

欠席委員 なし

説明者 大澤教育長、畑村教育次長、長岡教育総務課長、中嶋副主幹、小林主査、山口主査  
小島学校教育課長、森脇指導主事、大野指導主事、押味指導主事、桑原指導主事、  
新藤副主幹、西ヶ谷主査  
水越教育施設・給食課長、井上主査、佐藤主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第10号 令和2年度寒川町一般会計予算
2. 議案第11号 令和2年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第12号 令和2年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第13号 令和2年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第14号 令和2年度寒川町下水道事業特別会計予算

---

令和2年3月18日  
午前9時00分 開会

【杉崎委員長】 皆さん、おはようございます。予算特別委員会4日目でございます。きょうで所管課の審査が終わる予定でございます。どうぞ皆様のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、教育委員会それぞれ所管課の審査に入りたいと思います。

執行部入室まで暫時休憩いたします。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、教育委員会の審査に入りたいと思います。教育総務課、学校教育課、教育施設・給食課の説明に入りたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

大澤教育長。

【大澤教育長】 皆さん、おはようございます。ただいま委員長のお許しをいただきましたので、ご挨拶を申し上げたいと思います。

予算特別委員の皆様方には連日のご審査をいただき、ありがとうございます。いよいよ最後となりましたけれども、これから教育委員会関連の令和2年度の予算についてご審査をお願いするわけでございますが、教育委員会は3課合同ということでございますので、このように大勢の職員が参加しておりますことをお許し願いたいと思います。

それでは、ご審査のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、私はこの後、自席で聞かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 畑村教育次長。

【畑村教育次長】 それでは、教育委員会所管の教育費の令和2年度予算のご審査をお願いいたします。

予算は、1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費については、教育委員会3課、教育総務課、学校教育課、教育施設・給食課で所管し、4項社会教育費及び5項保健体育費は教育総務課と教育施設・給食課でそれぞれ所管しております。したがって、説明につきましては、教育総務課長が一括して説明し、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【杉崎委員長】 長岡教育総務課長。

【長岡教育総務課長】 それでは、教育総務課、学校教育課、そして教育施設・給食課所管の令和2年度予算案につきまして、ご説明をさせていただきます。

説明に当たりましては、タブレット資料21、予算特別委員会04、3月18日説明（参考）資料の010教育総務課、学校教育課、教育施設・給食課にございます予算特別委員会説明（参考）資料をもとにご説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

なお、資料各ページ右肩には担当課を括弧書きしてございますので、ご参考としていただければと存じます。

では、予算書78、79ページの10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費、説明資料はタブレット資料の2ページをごらんください。初めに、教育委員会関係事務経費につきましては、教育委員会の委員活動等に係る経費でございます。教育委員会委員4人の報酬、旅費は委員の出張旅費、交際費は行事や各大会参加費などへの支出、需用費は教育委員バッジ等の消耗品代、負担金補助及び交付金は県市町村教育委員会連合会負担金です。

次に、タブレット資料3ページをごらんください。表彰関係経費につきましては、教育委員会表彰といたしまして、教育の振興や発展に貢献された個人や団体の業績に対し、または各種競技会などで優秀な成績をおさめられた個人や団体を表彰する経費です。報償費は被表彰者へ贈る記念品代等、需用費は表彰式を飾る花代や記念写真に係る費用でございます。

次に、2目事務局費です。タブレット資料は4ページをごらんください。職員給与費は、特別職の教育長1名、教育次長1名、教育総務課の社会教育担当を除く課員3名及び学校教育課課員10名、そして教育施設・給食課員9名の人件費でございます。備考欄の教育総務課職員数5人は、教育長、教育次長を含んだ数となっております。

次に、タブレット資料5ページをごらんください。事務局経費は、教育総務課所管分といたしまして、教育総務課職員の出張旅費、教育参考資料などの消耗品、県町村教育長会等の負担金の経費となっております。

次に、タブレット資料6ページをごらんください。義務教育施設整備事業基金積立金につきましては、貯金利子分を積み立てるものです。この基金は、義務教育施設を整備する際の資金とするためのものです。

下の表をごらんください。義務教育施設整備事業基金積立金の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は28、29ページの義務教育施設整備事業基金利子1,000円は、同基金につく貯金利子です。これを本基金に繰り入れております。

次に、タブレット資料7ページをごらんください。奨学金基金繰出金につきましては、貯金利子を基金へ繰り出しているものです。奨学金基金は、経済的理由により高等学校等への就学困難な者に対し、寒川町奨学金貸与条例に基づき貸与し、就学を奨励するための原資となっているものです。令和元年度奨学金の被貸与者は3名、返還者は11名、大学進学などの理由による返還猶予者は1名でございます。

続いて、下の表をごらんください。奨学金基金繰出金の特定財源です。歳入番号①、予算書は28、29ページの奨学金基金利子2,000円は、奨学金基金につく貯金利子です。これを本基金に繰り入れております。

次に、タブレット資料8ページをごらんください。事務局経費の学校教育課所管分でございます。報酬につきましては、学校運営協議会委員報酬及び学校読書指導員4名分の報酬です。職員手当等及び共済費は学校読書指導員の期末勤勉手当と社会保険料、報償費は教科書採択検討委員及びいじめ問題に関する調査委員への謝礼、旅費は読書指導員の費用弁償及び職員の出張旅費、需用費の消耗品費は東京オリンピック学校連携チケットの購入及び参考図書等の購入費です。

東京オリンピック学校連携チケットは、公益社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、オリンピック・パラリンピックの競技観戦を通じ、次世代を担う子どもたちに一生の財産として心に残るような機会を提供することを目的につくられたチケットです。1枚2,020円となり、町内小中学校に在籍する児童生徒、保護者及び引率者分として160枚を購入するものです。観戦種目は、野球及びソフトボールといたしました。

次の印刷製本費は、本年度就学通知書メールシーラーを作成しましたが、在庫対応により令和2年度は作成いたしません。役務費は就学通知書郵送料及び校外学習等に係る保険料、委託料は学校に配置する会計年度任用職員の健康診断委託料、扶助費は学校事故見舞金です。

続きまして、下の表をごらんください。事務局経費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は26、27ページの学校連携観戦チケット関連事業費補助金の4万円は、チケット1枚2,020円のうち県が500円を補助するものです。補助対象は児童生徒分を見込んでおります。

次に、歳入番号②、予算書は32、33ページの学校連携観戦チケット負担金の16万3,000円は、学校連携観戦チケットを購入した観戦者の負担金です。1枚2,020円のうち県補助500円、町負担500円を除く1,020円を観戦者に負担いただくものです。全額需用費、消耗品費に充当いたします。

次に、タブレット資料9ページをごらんください。学校保健関係経費につきましては、小学校就学児の健康診断に係る委託料や心臓病判定委員等への謝礼、学校保健関係の委託料等でございます。報償費の増は、就学児健診時の医師への賃金を報償費に科目変更したためです。備品購入費の減は、前年度と購入予定備品の差異によるものです。

続きまして、下の表をごらんください。学校保健関係経費の特定財源です。歳入番号①、予算書は30、31ページのまちづくり基金繰入金9万9,000円を、健診用LED照明灯2台の備品購入費に充当しております。

次に、タブレット資料10ページをごらんください。教職員人事管理経費につきましては、遠足等で利用する施設に引率の教員が入場するための施設入場料と、学校現場における衛生推進者の養成講習会受講料及び防火管理資格講習会受講料です。

次に、タブレット資料11ページをごらんください。教職員福利厚生経費につきましては、県費教職員の福利厚生事業を湘南教職員福利厚生会に委託して行う経費です。

続きまして、タブレット資料12ページをごらんください。教職員健康管理経費は、県費教職員の健康診断を医療機関に委託して行う経費です。

次に、タブレット資料13ページをごらんください。児童防犯対策推進事業費は、児童安全対策として登下校中の児童の安全を確保するために小学校の全児童に防犯ブザーを貸与するもので、令和3年度の新1年生に対する防犯ブザーの購入費でございます。予算増の理由は単価増によるものです。

次に、タブレット資料14ページをごらんください。事務局経費の教育施設・給食課所管分でございます。旅費は同課職員の出張旅費です。

次に、3目教育研究室費についてご説明いたします。予算書は引き続き78、79ページから、タブレット資料は15ページをごらんください。調査研究事務経費につきましては、教育研究のための資料の収集及び提供が主な内容です。教育関係図書資料及び研究用資料等の購入費、研究員研究会において研究を進めるために必要な書籍代等です。

次に、タブレット資料16ページをごらんください。教育研究室事務経費につきましては、事務用消耗品代、3年に一度改訂する社会科資料集の作成、ビデオプロジェクター等の借上料及び県教育所連盟負担金です。

次に、タブレット資料17ページをごらんください。英語指導助手活用事業費につきましては、4名の英語指導助手により、中学校における英語教育と小学校における外国語活動、外国語科の指導充実を図るものでございます。

次に、タブレット資料18ページをごらんください。教職員の資質向上事業費につきましては、研修会における講師謝礼です。教職員対象の研修会としては、教科指導、児童生徒指導、特別支援教育、教育相談、学級経営等、教職員の資質を高めるための研修会を計画しております。また、学校における校内研究収録の用紙代のほか、茅ヶ崎・寒川地区の小学校及び中学校の教育研究会等へ交付金を支出し、教職員の研究を支援するものです。なお、令和2年度も引き続き、教育フロンティア専門指導員を配置し、経験の少ない教員の授業力向上を図ります。

次に、タブレット資料19ページをごらんください。教育相談事業費は、4名の指導主事が有機的に連携して行う教育相談を中心として、心理相談員、巡回相談員、訪問相談指導員等と連携を図りながら効果的な教育相談体制を構築し、保護者や教員からの相談にも応じてまいります。

なお、中学校3校にはスクールカウンセラーが県から引き続き配置されるとともに、スクールソーシャルワーカーが町に2名配置される予定ですので、さらに有効な活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、タブレット資料20ページをごらんください。ネットパトロール事業費につきましては、インターネット上に存在する学校非公式サイト等を検索・監視し、学校や地域の実情を把握し、不適切な書き

込み等については必要に応じて削除依頼を行うなど、警察との連携も図りながら、諸課題に迅速に対応できる体制を整えます。また、得られた実情をもとに情報モラル教育の推進に努めてまいります。

以上、1項教育総務費の説明を終わらせていただきます。ここで一旦説明を区切らせていただきます。これまでの内容につきまして、ご審査のほどよろしくお願いをいたします。

**【杉崎委員長】** 説明が終わりました。教育総務費に関するここまでの説明に関する質疑をお願いしたいと思います。質疑のある方。

太田委員。

**【太田委員】** では、何点かお伺いしていきたいと思います。

まず1点目、8ページのところでいじめの調査の予算が組まれていて、聞き取りが最後までできなかったのかもしれないんですけども、どういった内容を把握するのかお聞かせいただけますでしょうか。

それから、9ページの学校保健関係経費のところで、就学前健診を行っていると思うんですけども、基本的な健診になるかと思うんですけども、この段階で発達に多少の課題があるお子さんの抽出というのはある程度できるものなのか、お答えをいただきたいと思います。

それから19ページ、毎回、質問する項目ですけれども、教育相談事業費のところでは、4名の教育指導主事が中心になって、さまざま展開をしていただいていると思います。私もすごい丁寧に対応していただいているなということを実感しておりますけれども、中学校にスクールカウンセラーと、スクールソーシャルワーカーさんも2名、県から派遣をしていただけるということでございますけれども、今さまざま課題を抱えているお子さんなり家庭が多くなってきている中で、スクールソーシャルワーカーさんはまず週に何回、どのような形で派遣されてくるのかお聞かせいただけますでしょうか。

以上3点です。

**【杉崎委員長】** 森脇指導主事。

**【森脇指導主事】** よろしくお願いたします。

では、まず1点目のいじめ調査員に関しての部分です。こちらは町でいじめの重大事態が発生したときに、教育委員会が主体となって調査を行うときの調査員の報酬になります。主に法律、医療、心理、福祉、または教育に関して専門的な知識を有する者5名以内ということで、起こったときのため、もちろん未然防止には努めているところですが、そのための経費となっております。

以上です。

**【杉崎委員長】** 小島学校教育課長。

**【小島学校教育課長】** では、ただいまの2点目の質問に関しましてお答えさせていただきます。お尋ねの就学前健診なんですけれども、基本的には内科、耳鼻科、歯科、そうしたところを就学前健診として見ております。

ご質問のありました発達に課題があるお子さんに関しては、特別そちらのほうの健診の中では見ておりません。ただ、今後入学してくるお子さんということですので、学校の先生もその会場にいらっしやって子どもたちの様子をきちっと見取り、今後の入学後の指導に生かせるように先生方もその会場で見えております。

以上です。

【杉崎委員長】 大野指導主事。

【大野指導主事】 3点目の教育相談の部分でございますけれども、町のほうに県のSSWが2名配置ということで、町内の小学校、中学校で非常に多様な問題に対応していただいております。基本的には週1回のご勤務をしていただきながら、学校からの要望である、または家庭からのご相談という形で、学校、家庭、行政を結ぶような役割でお仕事をいただいております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 まず1点目、いじめの調査の費用については、重大ないじめの問題が起きた後の予算ということで、わかりました。予防にも十分努めていただいて、対策もしっかりといただいていると思うんですけれども、それでもゼロになっていくことはなかなかないのかなと思っています。

そういった中で今、結構県でもやっておりますけれども、LINEでの相談というのはどのように活用されているのか。県のものを活用していくことができいくのであればいいのかなと思うんですけれども、あれは期間的にやっていったものかな、町としてこういったものを導入していく検討は令和2年度行っていく予定があるか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから就学前健診、ここは本当に基本的なところかなと思っています。教育長が3期目、教育長になられるときに、所信の中で、こういった困り感のあるお子さんも一つ大きな課題の中でしっかり取り組んでいくという趣旨のお話があったかなと思いますけれども、3歳半健診の後、ずっと健診がない中で、先生が健診のところにいながら注視をしているということです。そういった中で、幼稚園とか保育から引き継ぎが当然あると思うんですけれども、その辺がない中でもしかしたらというお子さんの確率はどのくらいあるのかというのは、この辺でわかるのかちょっとわからないんですけれども、感覚的にお聞かせいただけますでしょうか。

あと、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーさんの件ですけれども、ソーシャルワーカーさんは週1回ということで、近年、ご相談ごとが大変多いかなという気はしているんですけれども、そういった中で、週1回とはいえ、年間どのぐらいの件数で、2名で足りているのか。

また、町として、今、学校に入ってからだけではなくて小さいときから、教育委員会も家庭教育という部分があると思いますけれども、そういったときから問題を抱えている家庭って出てきていると思うんです。そういった中で、スクールソーシャルワーカーさんを子育てのほうと連携しながら町として雇用していく、そういった考えというのは、スクールソーシャルワーカーさんが県から派遣されてきている中で感じているのか、その辺のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

【杉崎委員長】 森脇指導主事。

【森脇指導主事】 1点目、いじめの関連になります。いじめはどこにでも、誰にでも起こり得るという認識のもと、寒川町でもその認知に取り組んでいるところです。

昨年度、今年度と、県のほうでLINEを使いたいじめの相談というのがありました。令和元年度につきましては、8月の下旬から9月の中旬という期間で、時間帯は夕方の時間帯に区切って相談を受けているといったところでした。それを町単独で行うのは少々クリアしていかなければならない課題も多いことから、今年度県は県域全体で相談を受けていたといったところもあり、もちろん寒川の子どもた

ちもその対象になっているところです。詳しい相談の内容、誰がどこにといったことは公表されていませんので、その実態はつかめていないところですが、町単独というよりは、県のそういった部分等に合わせて学校は家庭に周知しているところです。

また、町として単独でといったところだと、先ほど申し上げたとおり、課題が非常に多くありますので、それらも今現在のところは日々の教育相談、また家庭、児童生徒、教員が密に連携して、その対応に当たっているところです。

以上です。

【杉崎委員長】 小島学校教育課長。

【小島学校教育課長】 2点目の質問にありました就学前健診にかかわる部分ですけれども、確かに3歳半健診以降、そうした健診の機会は就学前健診になりますけれども、その間、小さいときの健診で発達に課題があるかなと思われる子に関しましては、子育て支援課のほうと協力をしながら、就学前の相談の対応を行っております。

学校教育課としましては、広報で就学前の就学相談を受けていますということは案内するとともに、子育てのほうからもぜひ相談にかかっておいて、学校と連携がとれるようにしてほしいということで、例年何名かそうした就学前のお子さんに関しては情報が上がってきており、入学前、相談をして、学校にもつなげております。

また、学校もちょうどこの2月、3月の時期にそれぞれの幼稚園や保育園と引き継ぎを行って、この就学相談にかかっていないお子さんでありながら、それぞれの学校へ入学するお子さんに対してもきちっと聞き取りをし、どのような対応が必要なのかということは聞き取っております。

ご質問にありました、そうした引き継ぎや、就学前の相談で上がってきてないお子さんの確率的なものを感覚的にというようなお話でしたが、確かにこちらも数値的なものとはっておりませんので、具体的な数字では把握しておりませんが、実際、入学をしてからなかなか集団生活になじめないお子さんであるとか、学習の面で席に座ってられないお子さんというのは実際に各学校にあります。そうしたお子さんに対しましては、ふれあい教育支援員であるとか、あと学年に補助的についでいる級外の教員等が対応しながら、それぞれのご家庭と連絡を取り合い、必要があれば、また入学後の就学相談といったところにつなげているケースもございます。

以上です。

【杉崎委員長】 大野指導主事。

【大野指導主事】 3点目になりますけれども、教育相談でSSWは2名で足りているのかというご指摘ですけれども、多くの方の力をかりて教育相談というのは成り立っているのかなと考えております。町のほうにご相談がいただけるものも非常に多様なものが上がってまいります。

その中で、町といたしましては、2名のSSWを初め巡回相談員、また心理士、今回は心理のほうも2名という形で、4月からスタートさせていただくことになっておりますし、学生相談員さんもおります。そういった方々に、SSWは福祉とつないでいただく役割、そしてそれをまた学校、保護者にお返ししながら、それぞれのご相談を解決していくという体制をとらせていただいております。

そういった連携を大切にしながら、この2名のSSWにもお仕事をさせていただくという形での教育相

談をしておりますので、人数が多いにこしたことがないのかもしれませんが、この方たちだけで解決できる問題ばかりではございませんので、町といたしましてはそういった連携を大切にしながら、今後も教育相談を充実させていきたいと考えております。

【杉崎委員長】 年間の件数。

【大野指導主事】 それぞれ2名ということで、総数という形でよろしいでしょうか。継続案件ではなく、途中で学校のほうに問題をお返しして解決というものもございますので、年間を通しますと、継続案件ですと、お一人に対して2件ほど継続案件でそれぞれお持ちいただいている中で、学校、家庭でのご相談を預かっていただいておりますので、年間を通しますと、10件から15件の件数を持っていただいている形になっております。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 そうしましたら、LINEの相談を県のほうで期間的にやっていただいて、ということとは寒川の子どもたちが、内容は別にしても、県に相談があったかどうかということも連絡が来ないような感じなんですか。そこの辺の仕組みを教えていただければと思います。

実は今、コロナウイルスで休校になっている関係で、LINEの相談機能が、いじめではないですけども、学校と保護者なり、子どもたちとの間での不安解消だったり、どうなんだろうというところの相談に結構活用されているというお話を聞いております。そういった意味で、少しいじめとは違うのかもしれないんですけども、大きな課題があるということなのであれですけども、そういった多岐にわたってくるのかなと思いますので、そういった部分で今後検討していく。課題は大きいかもしれないけれども、町としていじめの相談を、手軽にと言ったら、ちょっとあれになっちゃうかもしれないんですけども、自分が不安なことをすぐ聞ける体制があるといいのかなと思いますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

それから、就学前健診はわかりました。ここではなかなか難しいのかなと思っております。幼稚園や保育園との連携があるけれども、学校に行ってしまうと、引き継いだ内容が届いてないというお声も実はたくさんあります。幼稚園・保育園で一人一人に目をかけ、手をかけ、学校現場では自立といった部分で、その部分とはまた違った教育になってくるので、わかる部分もあるんですけども、引き継ぎがなかなかうまくいってなくてというところもあるので、そういったところは連携を密にしていっていただきたいと思います。ここは要望で結構です。

あと、スクールソーシャルワーカーのところですが、もちろんこの2名の方だけが全てをやっていただくということではないと思っていますし、今までもさまざまなタイプの相談の方々が連携をしてやっていただいているのは十分承知しています。本当に丁寧にやっていただいているなという実感があります。

そういった中で、スクールソーシャルワーカーさんの存在って、今後大きなキーワードになってくるのかなと思っています。それは子育て世代のときからずっと引き継いで、困り感のあるご家庭というのは続いていくので、その福祉部門と学校教育現場でのスクールソーシャルワーカーさんが結んでいく役割というのは、今後大きくなっていくかなと思っていますので、町としてスクールソーシャルワーカーさんを雇用するというのは難しいのかもしれないですけども、そこはひとつ今後の町としての大きなポイントになってくるかと思うので、そういったところをぜひ検討していく余地はあるのかなと思いま

すけれども、いかがでしょうか。

【杉崎委員長】 森脇指導主事。

【森脇指導主事】 1点目のいじめのLINE相談に関してです。LINE相談のよさといったところの一つ、大きなところを挙げられるのが匿名性です。自分がどこの誰かわからなくても気軽に相談できるのが、非常に効果的なところになります。よって、最後に何歳ですかとか、そういったアンケートはとるようなんですけれども、どこに住んでいるとか、そういったところはお答えならないことも多いようです。LINE相談自体がそこで相談を受けて、しかるべき関連機関につなげるところを大きな役割としておりますので、もし町でそういう相談があって、その子の話が特定できるようであれば、町のほうに連絡が来るという仕組みであると認識しています。

また、相談につきましては、LINEだけでなく、これまでもあったような、県としては電話相談を受け付けているところもあります。それも同様に、どこの誰かといったところがアンケートをとってわかったところについては、各市町がまたしかるべきところにつなげることになっておるので、日常的に、LINEではないんですけれども、電話という直接話さなきゃいけないので、少し相談するところでハードルが高くなるかと思いますが、それは関係性がないところでの話になります。

ただ、町としてというふうになりますと、ふだん受けているところが教育委員会、多くは学校といったところで、そこでは顔の見える関係、匿名性の高いところでの相談しやすい部分もありますが、顔が見えているからこそ実態もわかって、相談につなげられるという強みもあります。寒川町としてはその顔の見える関係、そして日常の生活もわかって理解しているといった中での相談を大事にしていきたいと考えて、これからも対応を進めていきたいと考えているところです。

以上です。

【杉崎委員長】 大野指導主事。

【大野指導主事】 教育相談の部分、非常にご理解いただきながらのご意見ありがとうございます。

町の巡回相談員がSSWの資格をお持ちの方ということで、そういった部分も発揮していただきながら町の相談を受けていただいております。学校と家庭をつなぎ、また行政との連絡という部分では、町といたしましては、巡回相談員の方が町の雇用という形で、そういった役割を果たしていただいているところです。

先ほどもお話ししたとおり、多くの方の力をかりて教育相談を進めさせていただいておりますので、その部分をお話しさせていただきます。先ほど言葉が足りず申しわけありませんでした。

【杉崎委員長】 ここで暫時休憩します。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

他に質疑ある方、挙手にてお願いします。

青木委員。

【青木委員】 まず、タブレット資料の7ページの奨学基金の拠出金についてお尋ねします。今回、利子のみという形になっているんですけれども、その理由をまずお聞かせください。

それと2つ目、17ページの英語指導助手活動事業費ですが、今回、制度が変わることによって賃金が

ら報酬になったということで、これは全体的に言えることなのですが、これを見ますと、報酬が変わって、賃金より下がっているように見えるんですけども、下がっているかどうかというか、その理由というんですか、賃金と報酬の額が変わっている理由、ただ、単純に考えたら、普通にそちらのほうに移ればそのままという感じなのかななんて思ったりするんですけども、その点の理由をお聞かせください。

【杉崎委員長】 長岡教育総務課長。

【長岡教育総務課長】 まず、1点目の奨学金のご質問でございます。この奨学金基金の拠出金は、約50万円ほどの減ということに今年度はなっておりますが、これは町の保有しておりました株式の配当金を、これまで奨学金基金の原資となるこの基金に繰り入れておりましたけれども、令和2年度からは、当面、他の教育関連予算にこれを充当させることとなったため、減としているところでございます。

奨学金基金の資産につきましては、現金、貸付金合わせて、平成2年3月末現在でおよそ1,500万円が見込まれます。これは今後、年に3人貸し付けた場合でおよそ35年、4人に貸し付けた場合でも17年ほど現在の制度を維持できる額と見込んでございます。現在の利用者が3名、昨年度は2名、平成29年度は1名であったという最近の実績も踏まえた上での判断で、今年度はこの配当金につきましては、他の教育予算のほうに振り分けたということでございます。

今後、利用者増などでこの基金が足りなくなるような状況が見えまして場合には、再び配当金などを充当するという措置も当然考慮してございます。

以上です。

【杉崎委員長】 新藤副主幹。

【新藤副主幹】 では、2点目のAET、英語指導助手の賃金、報酬についてお答えさせていただきます。ご存じのとおり、来年度、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始されることによりまして、4月から新たに雇用するという形になります。そのため、期末手当の6月の支給率が通常より30パーセントの支給割合になりますので、その分、減額されているものでございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 長岡教育総務課長。

【長岡教育総務課長】 ただいまの私の答弁でございますけれども、奨学金基金の資産につきましては、先ほど平成2年3月末時点だと申し上げたということでございますが、申しわけございません、これは令和2年3月末現在でおよそ1,000万円程度の額が見込まれているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 奨学金をとりあえずほかに振り分けることで、ほかのところを充実させるということで、今回見合わせたということは理解しました。1,500万円、今のところあるかなということで、今の実績からいったら、この推移で大丈夫だろうということでそこは理解しましたけれども、人数的に3人とか2人というのは少ないように逆に思うんです。そこは奨学金を全ての人というわけにいかないですけども、必要とされている方に公平に奨学金をやるのが本道だと思うんです。

あと、そこについては人数的な周知ですとか、その辺のところはふやしていこうという考えがあるの

かどうか、まずそれをお聞かせください。

それと、今一つ気になったのが50万円の奨学金の配当金、どういったものに使われるのか、それをお聞かせください。

それともう一つ、報酬についてなんですけど、これは新しい人というわけではないんですよ。また同じ人を、制度が変わったことによって報酬として、雇うという言い方はあれなんですけれども、また引き続きということなのかどうか、そこを確認させてください。

【杉崎委員長】 長岡教育総務課長。

【長岡教育総務課長】 まず、1点目の奨学金へのお尋ねでございます。その周知はしっかりしているのかというお尋ねですが、当然私どもといたしましては門戸は広くあけてございます。例えば11月から3中学校の校長先生に対しまして、制度の周知と奨学生の推薦の依頼をしまして、学校を通じて町内の中学3年生全員に募集案内を配布させていただいております。同時に、校内に募集ポスターも張らせていただき、また町の広報1月号にも募集のお知らせを掲載させていただいて、ホームページのほうにも同時期に募集開始を載せさせていただいているという状況で、できる限り多くの方の目に触れるような、あるいは今欲しいという方に告知できるように、学校などを通じて直接中学3年生の保護者にご案内しているということをしてございます。

配当金はほかにもどこに使われますかというお尋ねですが、後ほどの科目で出てまいりますけど、中学校のブラスバンドの備品の購入のほうに教育関連ということで使うということで、そちらのほうに振り分けることになっております。

以上です。

【杉崎委員長】 小島学校教育課長。

【小島学校教育課長】 2点目の質問に関してお答えさせていただきます。AETは同じ方をそのまま継続して雇われているのかという質問に関しましては、委員おっしゃるとおり、現在やっていたいでいる4名のAETの英語指導助手に、そのまま来年度も引き続きお願いをするようにしております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 わかりました。周知もしているということで、奨学金については給付型ではないので、借りたら返さなきゃいけないという部分があって、使い勝手が悪いのかなというのもあるんですけども、この奨学金制度については非常に必要な事業だと思いますので、また引き続き枯渇にならないようにやっていただければということで、それは要望でいいです。

2件目は、同じ方が継続ということで、実際のところ、実質減ってしまったということについては、本人の方々の生活にかかわる部分が結構あると思うんです。だから、そういうことについて、任期採用で、制度が変わったからといって、生活に困窮するような形になると、教育についても支障があるように思うんです。そういうところについては、教育委員会としてはそこを何だかんだと言えないことはないと思うんですけども、援助できるような考えはありますか。生活を援助するというわけじゃなくて、全体的にやれるようなことがあれば、そういうやれることの考えを最後にお聞かせください。

【杉崎委員長】 小島学校教育課長。

**【小島学校教育課長】** 今ご質問にありました、継続して雇用させていただくAETに対するフォローに関しましては、具体的な手当等に関しましては、制度にのっとって進めさせていただいているところがありますので、改まってといった考えは正直なところございません。

ただ、制度変更に伴う、そして契約を更新させていただく部分に関しましては、まず丁寧に説明をさせていただき、確かにこの4月から雇用という形になる関係で、どうしても令和2年度の初期の段階が考慮に入らないといったところ、今までのご勤務等も勘案して、そこは本当にカバーできないところではありますが、ただ、とてもいい指導してくださっているのです、今後も引き続き雇用をお願いしていくといったところをお伝えしながら、ご理解をいただいているところです。4名の方々もそうした趣旨を理解してくださり、来年度も意欲的に学校のほうに勤務、そして子どもたちへの指導といったことを考えてくださっておりますので、教育委員会としては、申しわけないと思いつつも、その4名の心意気を強く感じているところです。

以上です。

**【杉崎委員長】** 他にございますか。

岸本委員。

**【岸本委員】** 2点質問させていただきます。

事務局経費と教職員の資質向上事業費についての質問でございますが、その中の事業費、オリンピック関係のチケット、160名の購入というところでございますが、野球、ソフトボールということで、大変うらやましいところがございますが、できればですけども、せっかく丘中出身のオリンピックが出たところで、そちらのチケットがとれて応援できたらもっとよかったなと思いますが、これも日時とか、もろもろの関係でとれなかったのかなと思います。

そんな中で160名という人数であるので、どのような基準といたしますか、選定といたしますか、どのようにして160名を選ぶのかという、これが一つの質問でございます。

2つ目に、教職員の資質向上のほうでさまざまな事業というか、講習等を持って教職員さんの資質を上げるというところがございますが、校長会、教頭会などがありますが、学校をまたいでといたしますか、各中学校または横のつながり、小中学校という中での現場の先生方の交流の場があつて、意見の交換というか、今の学校の現状を把握できるような場というものが今あるのかどうか、その点について確認させていただきます。

**【杉崎委員長】** 小島学校教育課長。

**【小島学校教育課長】** ご質問にありましたオリンピック・パラリンピックチケットに関してですけども、まず種目に関しましては、実行委員会から県のほうへ学校観戦チケットということで割り当てがありまして、もう既に種目と日時等が絞られて、その中から選んでくださいということで話がまわりました。その中で、中には夜間の競技もありましたので、終了が遅くなつてはいけないので、日中子どもたちが見に行つて、帰りがあまり遅くならない種目と日時を選ばせていただきました。野球とソフトボールというふうに絞らせていただいております。

それぞれの種目、各校10名、8校ですので80名、2種目で160名といった規模が、寒川町としては適当であるという判断をし、160名という算出をしております。

このチケットをどのように配分していくかというご質問ですけれども、今現在考えておりますのは、各学校のほうに希望者を募り、多分数を超える申し込みがあるかと思っておりますので、教育委員会で責任を持って厳正なる抽せんを行って、当選した方に行っていただくというふうにしたいと考えております。当然子どもだけで行っていただくようにはなりませんので、教職員もしくは教育委員会の引率者及び保護者等の数を引いて、子どもたちのほうに割り当てていきたいと思っております。

1点目に関しては以上です。

続きまして、2点目の教職員の資質向上といった点に関しまして、職場内の縦の関係、あるいは学校を超えた横のつながりに関しましては、さまざまな研修の機会であるとか、教育研究員といったようなそれぞれテーマを持った集まりで、全員ではないですけれども、各校の先生方には代表という形で集まっていたいただき、それぞれテーマで話をしていただきながら、例えば自分の学校はこういう校内研究をしている、あるいは学習指導に向けて子どもたちと向き合っているといった情報交換、あと授業公開等でそれぞれの学校の先生たちがお互いの学校を見合い、その後の協議会に参加をして、それぞれそこで授業公開されたものの内容に関しての意見交換であるとか、そのときに自分の学校での取り組み等を話をしながら、寒川の8校、小学校、中学校の校種別といったところもありますけれども、そうしたところで少しでも意見交換がなされ、それが1校ごとの閉鎖的なまとまりにならないよう教育委員会としても機会を設け、進めているところであります。

以上です。

【杉崎委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 オリンピックのチケットの件はわかりました。

ここで質問しているのかわからないんですけれども、先ほど言いました丘中出身の生徒さんがオリンピックに出るところで、教育委員会としてなのか学校としてなのか、そういった方々を応援するといったお考えが今あるのかどうかというのも、寒川出身のそういう選手が出るということで、教育にとってかなりいい材料になると思っていて、こういったものを応援することによって、生徒さんのいろんな町に対するアイデアとか、自分たちの自信につながったりとか、先輩を応援することによって何か芽生えるものがあるのかなと思ったりしています。そういったところを教育委員会としてどういうふうに捉えているのかというのを、この場でよければお答えいただきたい。

2点目の学校関係の連携でございますが、授業としてでなく、生徒さんの情報であるとか、生のこの子はこういう子だよとか、今何しているのとか、そういった先生の連携というものが、小学校を卒業したから終わりとかじゃなくて、全体として見ることができるのかなと思っておりますので、生徒さんの情報なり、今の学校の状況というものを本当の現場の先生が、若い先生が特に知ることが大事だと思っていまして、ある意味かた苦しい場でなく、もっと緩い場でのつながり場を年に1回でも2回でも、夏休みとか、そういった場でもつくってもらえるような場があると、町の教育にとっていいのかなと思うんですけれども、その点についてももう一度ご見解のほどお聞かせください。

【杉崎委員長】 岸本委員、丘中、旭が丘中学校のことでよろしいですか。

それでは、答弁をお願いします。

小島学校教育課長。

【小島学校教育課長】 まず、1点目の質問に関しまして、確かに旭が丘中学校出身の方が代表として選ばれているというところに関しては、本当に町としてもうれしい話ですし、子どもたちにとっても励みになることかと思っております。具体的にその方を取り上げてというか、中心にといったところの学校での教育活動は、現在のところは学校活動の中ではありません。開催年度になってくることによって、より一層オリンピック・パラリンピックに向けての機運が高まっていく中で、そうしたところを応援していこう、あるいはその認知が高まって、身近にそういう人がいるということが話題になっていくかと思えます。

今は広くオリンピック・パラリンピック教育といった中で、学校ごとにはよりますけれども、オリンピックとかパラリンピックをお招きしてお話をいただいて、その方の努力とか、ご苦労をお話いただきながら子どもたちが理解を深めていくとか、あるいは種目に対して理解を深めていくといったところをしております。

今後、地域の方で、本当に身近な方が出るといったところは、より期間が近づくにつれ話題として上がっていき、それは町としても応援している部分ですので、連携をとりながら深めていければと思っております。

それから2点目に関して、確かに私の先ほどのお答えは、かたい教育委員会が主催をする研修の場であるとか、そうしたところでのつながりといったお話をさせていただきました。委員がおっしゃっている、そうしたところを一旦外れて緩いつながりといいますか、もっと気さくな感じでのつながりといったところをお尋ねになっているのかと思いますが、正直なところ、教育委員会としてそういう場を設けているという機会はありません。どちらかというところと研究会であるとか、授業研究といったところになりますので。

ただ、先ほどは小中の授業や、あるテーマをもとに研究といったところをお話しさせていただきましたが、毎年隔年で中学校の先生が小学校を訪れたり、小学校の先生が中学校を訪れたりといったことで、自分たちが見てきた子どもたちが小学校、あるいは中学校でどのように生活をしているのかといったところを見るような機会というのは設けております。

ただ、それも授業の時間の中でのかたいつながりになってしまいますので、委員の求めている部分にはちょっとそぐわないかもしれませんけれども、あとはそれぞれ学校間であるとか、校種間の中で夕方とか、勤務時間後のつながりといったところはそれぞれに、多くの先生が皆さんというわけではありませんけれども、つながりがあるということは若干耳にしております。

以上です。

【杉崎委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 2点目の先生方のつながりの場が、そういう状況であるというのはわかりました。

1点目のオリンピックのほうですけれども、聖火リレーも寒川にゆかりのある方が走ったりとか、教育委員会が何かするというよりは、そういった情報というか、寒川もかかわっているんだよというところで、世界とのつながりが感じられると思うんです。だから何かするというよりも、しっかりと学校の先生方が生徒さんに教えてあげるとか、例えば走るんだよとか、そういったことがわからない子もいらっしゃるかもしれないので、そういったことを伝えることによって、この寒川町の教育の一つのきっかけ

けになるような働きかけを教育委員会としてしていただければと思いますので、これは要望で結構でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、2点になりますけれども、1点目が13ページの児童防犯対策事業費です。防犯ブザーの貸し出しということなのですが、令和2年度の予算で、3年度の新入生ですか、これは何名に貸し出す予定なのかというところをお聞かせください。

あと、19ページ、教育相談事業費ですけれども、先ほどの質疑の中でスクールソーシャルワーカーの件についてはかなり明確になったんですが、あと残りの町の予算の部分で、臨床心理士、巡回相談員、学生相談員、スクールカウンセラーという職種が出てきたと思うんですが、スクールソーシャルワーカーの部分についてはわかったんですけれども、これらの方が何名いて、週に何回なのか月に何回なのかわからないんですけれども、どれぐらいの頻度で相談を受け付けているのか、その点を一度整理させてください。

【杉崎委員長】 桑原指導主事。

【桑原指導主事】 1点目のお尋ねですが、令和2年度、児童用防犯ブザーの貸与についてですが、予備分を含めまして450個を計上しております。

以上です。

【杉崎委員長】 大野指導主事。

【大野指導主事】 それでは、町の相談事業のそれぞれの方のご勤務の体制というところになりますけれども、まず町の心理士におきましては、4月からは年間70回という形でご勤務に当たっていただきます。前年度までは、心理士の方は50回という形の中で相談を受けていただいております。巡回相談員につきましても、年間51回という形のご勤務です。学生相談員につきましては、年間30回という形のご勤務になってございます。巡回相談員が現在1名、心理士は4月からは2名という形でご勤務いただきます。学生相談員につきましても、2名という形で勤務していただきます。

以上です。

【杉崎委員長】 スクールカウンセラーはわかりますか。

【大野指導主事】 失礼いたしました。スクールカウンセラーにつきましては、県からの派遣という形になります。中学校に1名ずつの派遣となっております。4月からは町内1つの中学校に2名という形のご勤務になります。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 まず、防犯ブザーのところなんですけれども、防犯ブザーについて、個数はわかったんですけれども、全新入生に配っているということですが、電池が切れて使えないという話が結構あるみたいなんです。これは実際のところ、教育委員会としてどのように把握しているのかお答えいただきたいと思います。

あと、学校の相談事業のところ、回数等はわかりました。かなり細かくというか、いろんな相談に対応していただいている、これはかなり充実しているというところは事実だと思う一方で、これは職種が

多過ぎて、今だから5種類ですか、例えばスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いなんて、普通の人にはなかなかわからないんじゃないのかなとかちょっと思っていて、心理面の相談であったり福祉面の相談だったり、微妙な違いもあったりして、相談する側がどこに相談していいのかわからないという状況が起きかねないんじゃないのかなと思っていて、その点についての見解をお聞かせいただきたい。

あとは回数はかなりの回数の相談、かなりの日数の相談を受け付けているということなんですが、相談の総数自体というのは増加傾向にあるのかどうか、大まかな傾向でいいんですけれども、お答えいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 西ヶ谷主査。

【西ヶ谷主査】 児童用の防犯ブザーの電池の取りかえの関係のご質問ですけれども、児童にお配りするときに、電池等がなくなった場合には、ご家庭で交換して使用いただくようなお手紙を添えて、配布をしているところでございます。よろしくお願いします。

【杉崎委員長】 大野指導主事。

【大野指導主事】 非常に相談件数が多いのではないかとのご指摘ですけれども、相談の総数といったしましては、微増ではありますが、ふえている傾向はあるところでございます。

教育相談に関しましては、教育研究室が一つ窓口として、町のホームページのほうにもご相談ということで、電話番号を掲載させていただいているところです。また、各学校教職員の皆様が受けた場合は、中学校であればスクールカウンセラーのほうにご相談をつないでいく場合、また町の研究室のほうにつないでいただいて、こちら側が必要な心理士であるとか、SSWのほうにつなぐという形をとらせていただいております。

SSWにつきましては、行政とつないでいただくような部分が中心のお仕事でもありますので、ご相談の内容につきましては、そういったところでこちらもつないでいく形をとらせていただいております。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 まず、防犯ブザーの部分ですが、家で入れていただくということで、これは本気で児童の安全を守るという観点で考えたら、ある程度の電池交換なり、メンテナンスなりというのは学校のほうでやるべきんじゃないのかなと思っていて、これは家庭にお手紙をお願いしても、どれだけの方がやるのかなというところをちょっと疑問に思うのと、そういう電池交換の機会があることによって、何年かたって電池が切れて、もう一度防犯ブザーがあるんだよということを認識していただくというか、そういった考え方もあるんじゃないのかと思ってるんですけれども、その点について町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

教育相談のところはわかりました。なかなか難しいですね。窓口は学校の先生と教育相談室ということなんですが、そうすると、最初に直接相談員の方に相談に行くケースというのはないのかどうか。そういったことも結構あることなんじゃないのかと思うんですが、その点をお答えいただきたい。

あとは保護者の方から何件かそういう声をいただいたんですけれども、相談体制があるということ

知らない方って結構いるんです。まず、体制が充実しているのは間違いないんですけども、こういう体制がありますよ、こういう相談を受け付けていますよということをしっかりと保護者の方に伝えるということは、これセットで、両輪ですごい大事なことだと思うんですけども、それを保護者の方に体制があることを伝えるというのは、どういう形でやっているのかということをお答えいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 小島学校教育課長。

【小島学校教育課長】 それでは、1点目の防犯ブザーに関してですけれども、委員ご指摘のように、電池が切れたときに学校のほうの対応といったところは考えられるのではないかというご質問ですが、幸いにしてそう多くないという発生件数を聞いておる部分が多くないといったところはあります。

確かに鳴る、鳴らないといったところは、定期的に学校のほうでも確認をさせていただいておりますし、またそこで鳴らないといった接触等の部分に関しましては、学校のほうでも先生が子どもたちを見てさしあげて、鳴らなかつたりしているところを確認、あるいは接触によって鳴るようになったりといったことはあるように聞いております。

ただ、電池に関しまして、正直なところ、児童の登下校に関しまして、ぜひ保護者のほうにも意識を持っていただきたいといったところも教育委員会としては考えておりますので、現在のところ、電池交換までは考えていないところであります。まずは貸与をし、それぞれがしっかり持っていただく。そして、それを渡すだけではなく、常日ごろ携帯していただくよう学校のほうでも定期的にリサーチをし、どうしても高学年は携帯率が下がりがちですので、そのところにちゃんと携帯をするよう、自分の身を守るようといったところで呼びかけをしている。そのところを強めていくことが、教育委員会として大事な点と考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 大野指導主事。

【大野指導主事】 相談員のほうへの直接相談があるのかということですが、それにつきましては相談員の方に直接お電話がつながるような形はとらせていただいております。窓口が教育研究室という形で、最初のお電話を受けるのはこちらの指導主事ということになりますので、ご相談に寄り添った形で、丁寧にそれぞれの相談につなぐ形を心がけてございます。

また、保護者への通知というところで、先ほどお話ししたとおり、ホームページにも掲載させていただき、また5月の学校教育だよりで教育相談という形で掲載をして、各ご家庭には周知を図っているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 以上で質疑を打ち切ります。

次に移りたいところですが、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時40分です。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

委員の皆さんには、このペースでいくと3時ぐらいまでかかってしまうようなペースですので、質問は簡潔明瞭にお願いをしたいと思います。ただし、遠慮はすることはございませんが、簡潔明瞭でご協

力をお願いしたいと思います。

それでは、引き続き、小学校費からの説明をお願いいたします。

長岡教育総務課長。

【長岡教育総務課長】 続きまして、2項小学校費1目学校管理費の説明をさせていただきます。予算書は80、81ページ、タブレット資料は21ページをごらんください。小学校運営経費は、小学校5校の運営に必要な事務を行うための経費です。報酬と職員手当等は、会計年度任用職員の学校事務補佐員5名、学校用務補佐員5名の計10名の報酬及び期末勤勉手当です。共済費及び旅費は、この会計年度任用職員10名分の労働保険料と費用弁償の通勤手当です。なお、学校用務補佐員につきましては、これまで各校2名ずつ配置しておりましたが、令和2年度は1人の勤務日数をふやすことにより、各校1名の配置としております。需用費は、手袋など施設作業用の消耗品費、被服費は用務員作業用長靴を購入するものです。役務費は各小学校の電話料、委託料は小学校に勤務する会計年度任用職員10名の健康診断実施のためのものです。使用料及び賃借料は、小学校5校の電話機リース料です。

次に、タブレット資料22ページをごらんください。小学校維持管理経費です。小学校5校の施設維持管理に係る経費を計上しております。需用費といたしましては、施設補修用の消耗品の購入、電気料、水道料、下水道使用料の光熱水費です。修繕料では、各小学校施設の窓ガラス破損などの緊急修繕と、消防設備の点検結果に基づく修繕、寒川小学校、旭小学校、小谷小学校の便器洋式化修繕、南小学校の給水管修繕等を行います。修繕料につきましては、これらの修繕などにより、前年度比でおおよそ474万円の増としております。役務費は、簡易専用水道検査やし尿浄化槽の定期点検検査及び清掃手数料、小学校建物の火災保険料などとなっております。委託料は、消防設備やプールろ過機、エレベーターの保守点検、トイレ窓ガラス、貯水槽の清掃、樹木剪定、学校警備、し尿浄化槽などの維持管理に係るものに加え、小規模修繕の一部を包括的に実施するための委託料などです。使用料及び賃借料は、学校用地の借上料と一之宮小学校及び寒川小学校給食用エレベーター、そして更新を図る小谷小学校給食用エレベーターのリース料となっております。なお、こちらにつきましては、予算書8ページの第3表、債務負担行為1,984万1,000円、令和2年度から10年と設定してございます。

続いて、下の表をごらんください。小学校維持管理経費の特定財源です。歳入番号①、予算書は30、31ページのまちづくり基金繰入金のうち、840万円を修繕料の学校便器洋式化修繕に充当しております。

歳入番号②、予算書は32、33ページの学校直結助成金550万円を、修繕料の南小学校の給水管修繕に充てております。なお、歳入番号②は、全額助成となっており、これは県企業庁関連団体の一般財団法人かながわ水エネルギーサービスが行う水のおいしい学校づくり事業として、校舎内などにある水飲み場の配管を、受水槽方式から直結直圧式に切りかえるための費用が助成されるものです。これを受けて、南小学校の水飲み場用配管を改修いたします。

次に、タブレット資料23ページをごらんください。健康管理経費につきましては、児童の健康管理に係る経費です。主な内容は、学校医、薬剤師への報酬、プールの水質や教室の空気検査の手数料、児童の定期健康診断に係る検査委託料等です。委託料の増額の理由といたしましては、尿検査の単価増等によるものです。また、使用料及び賃借料の減額につきましては、AED借上料の長期契約更新によるものです。備品購入費の減は、前年度と購入予定備品の差異によるものです。

続きまして、下の表をごらんください。健康管理経費の特定財源です。歳入番号①、予算書は30、31ページのまちづくり基金繰入金の4万4,000円を、南小学校保健室用の冷蔵庫1台の備品購入費に充当しております。

次に、タブレット資料24ページをごらんください。特別支援教育推進事業費につきましては、一人一人のニーズに応じた教育を展開するため、特別支援学級補助員を小谷小学校に4名、ほか4校には2名を配置します。また、通常学級に在籍する特別な配慮を要する児童の学習や生活を支援するためのふれあい教育支援員を旭小学校、小谷小学校には各2名、ほか3校には1名ずつ配置いたします。また、言語を中心とした支援を要する児童に対して指導を行うことばの教室の運営に係る費用も計上しております。主な支出といたしましては、特別支援学級補助員、ふれあい教育支援員の報酬、職員手当等、共済費及び費用弁償、消耗品費は特別支援学級の授業用消耗品、使用料及び賃借料は可搬型昇降機の借上料、備品購入費は特別支援学級用備品の購入、負担金補助及び交付金は小谷小学校の可搬型昇降機講習会負担金です。

続きまして、下の表をごらんください。特別支援教育推進事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書は30、31ページのまちづくり基金繰入金のうち、21万5,000円を特別支援学級用の備品購入費に充当しております。

次に、タブレット資料25ページをごらんください。小学校管理運営経費につきましては、学校の運営や施設設備の維持管理に係る経費です。報償費は卒業証書ホルダーの購入、消耗品費はコピー用紙や清掃用具等の購入、燃料費は暖房用の燃料費、印刷製本費は卒業証書の印刷代、光熱水費は都市ガス及びプロパンガス代、修繕料は管理用備品の修繕料、役務費は教室用カーテンクリーニング代、委託料はごみの収集運搬等の委託料、使用料及び賃借料はコピー機及び印刷機借上料等、備品購入費は寒川小学校と一之宮小学校に裁断機を購入するものです。

続きまして、下の表をごらんください。小学校管理運営経費の特定財源です。歳入番号①、予算書は30、31ページ、まちづくり基金繰入金のうち、36万7,000円は裁断機の備品購入費に充当しております。

次に、タブレット資料26ページをごらんください。教育コンピューター活用事業費につきましては、職員室に配備しているパソコンとパソコン教室に設置している児童用コンピューターの借上料、インクの購入、そしてインターネット使用料等です。小学校では、各教科及び総合的な学習の時間の中で児童の情報収集や情報活用の能力を伸ばすために、コンピューター教室を利用しております。

次に、タブレット資料27ページをごらんください。小学校施設改修事業費です。小学校の改修工事などを実施する事業で、令和2年度は旭小学校の消火配管更新工事を実施します。

次に、2目教育振興費です。予算書は引き続き80、81ページからです。タブレット資料28ページをごらんください。就学援助等事業費につきましては、経済的に困窮している家庭の保護者に対して、学用品や遠足、修学旅行等の学校外活動などの援助をするための就学援助費及び特別支援学級に在籍する児童の保護者に対する就学奨励費です。令和2年度の対象児童数につきましては、就学援助費では要保護、準要保護家庭の児童は434名、特別支援教育就学奨励費では、学校の特別支援学級の対象児童は22名で予算を計上しております。

続いて、下の表をごらんください。就学援助等事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書の24、25

ページの要保護児童就学援助費補助金 5万7,000円は、国が町の負担分の2分の1を負担することになっており、これを扶助費に充てております。歳入番号②、予算書24、25ページの特別支援教育就学奨励費補助金41万9,000円につきましても、国は町の負担分の2分の1となっており、同じく扶助費に充てております。

次に、タブレット資料29ページをごらんください。教育活動充実事業費につきましては、学校教育に係る消耗品や備品、各種副読本等の購入、ピアノの調律等に充てる費用です。消耗品費の増の理由は、教科書の変更に伴う教師用教科書及び指導書の購入によるものです。

次に、タブレット資料30ページをごらんください。「生きる力」の育成事業費につきましては、子どもたちの豊かな心を育むための芸術鑑賞教室に係る経費を補助しております。また、確かな学力の育成を目指し、各学校における校内研究を支援してまいります。減額の理由といたしましては、令和2年度は研究重点校を旭小学校から旭が丘中学校に指定がえをしたためです。

次に、タブレット資料31ページをごらんください。学校図書充実事業費につきましては、学校図書館の図書の購入に係る経費です。

下の表をごらんください。学校図書充実事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書は30、31ページのまちづくり基金繰入金のうち、160万円を本事業に充当しております。

次に、タブレット資料32ページをごらんください。「地域のせんせい」ふれあい推進事業費につきましては、平成24年度からの事業です。地域の中で活躍する方々を「地域のせんせい」として講師に迎えて、各教科や道徳、総合的な学習の時間及び補充学習などの教育活動の充実をさらに図ってまいります。報償費はその方たちへの謝礼です。

次に、タブレット資料33ページをごらんください。少人数学級実施事業費につきましては、小学校3学年において、少人数の35人以下学級編制を行うために雇用する少人数学級補充教員の1校分2名の報酬、共済費、費用弁償です。

次に、タブレット資料32、34ページをごらんください。少人数学習推進事業費につきましては、小学校の算数等の授業において、少人数学習指導を行うために雇用する少人数学習補充教員を各小学校に1名から2名配置するための報酬、職員手当等、共済費及び費用弁償です。

次に、タブレット資料35ページをごらんください。寒川にこここ学習推進事業費につきましては、事前の申し込みにより、町民センターなどで授業の補習授業、宿題の補助、学習の悩み相談など、状況に応じ個別指導の形態で学習支援を行うための児童及び講師用教材の消耗品費及びインターネットを利用するための役務費、寒川にこここ学習会を運営するための委託料です。

次に、3項中学校費1目学校管理費について説明させていただきます。予算書は引き続き82、83ページからになります。タブレット資料36ページをごらんください。職員給与費につきましては、中学校に勤務する学校用務員1名分の職員の人件費です。他の2校につきましては、会計年度任用職員を配置しております。

次に、タブレット資料37ページをごらんください。中学校運営経費につきましては、中学校3校の運営に必要な事務を行うための経費でございます。報酬と職員手当等は、会計年度任用職員の学校事務補助員3名、学校用務補助員2名の計5名分の報酬と期末勤勉手当です。共済費及び旅費は、この会計年

度任用職員5名分の労働保険料及び費用弁償の通勤手当です。なお、学校用務補佐員につきましては、小学校と同様、これまで各校2名ずつ配置していましたが、令和2年度は1人の勤務日数をふやすことにより、各校1名の配置としております。需用費は、手袋など施設作業用の消耗品費です。役務費は、3中学校の電話料です。委託料は、中学校に勤務する会計年度任用職員5名の健康診断実施のための委託料です。使用料及び賃借料は、中学校3校の電話機リース料です。

次に、タブレット資料38ページをごらんください。中学校維持管理経費です。中学校3校の施設の維持管理に係る経費を計上しております。需用費といたしましては、校舎等施設維持のための消耗品の購入、光熱水費は電気料、水道料、下水道使用料です。修繕料は、各中学校窓ガラス破損など施設の緊急修繕と、消防設備の老朽化などに対応する修繕、寒川中学校便器洋式化修繕を行うものです。役務費は、学校施設の簡易専用水道検査やし尿浄化槽の定期検査及び清掃手数料、建物の火災保険料などです。減額分につきましては、不動産鑑定料の減でございます。委託料は、消防設備など設備の保守点検やトイレ窓ガラス清掃、学校警備などを実施するもの及び小規模修繕の一部を包括的に実施するための委託料などです。

下の表をごらんください。中学校維持管理経費の特定財源です。歳入番号①、予算書は30、31ページのまちづくり基金繰入金のうち、80万円を寒川中学校トイレ便器洋式化修繕に充当しております。

次に、タブレット資料39ページをごらんください。中学校管理運営経費につきましては、中学校の施設設備の維持管理に係る経費です。報償費は卒業証書ホルダーの購入、消耗品費はコピー用紙や清掃用具等の購入、燃料費は暖房用の燃料、印刷製本費は卒業証書の印刷代、光熱水費は都市ガス及びプロパンガス代、修繕料は管理用備品の修繕料、役務費は教室用カーテンクリーニング代、委託料は寒川中学校の体育館ライン変更の委託料、ごみの収集運搬等の委託料、使用料及び賃借料はコピー機及び印刷機借上料等、備品購入費は旭が丘中学校に防球ネットフェンスを購入するものです。

下の表をごらんください。中学校管理運営経費の特定財源です。歳入番号①、予算書は30、31ページのまちづくり基金繰入金のうち、21万2,000円を旭が丘中学校防球ネットフェンスの備品購入費に充当しております。

次に、タブレット資料40ページをごらんください。健康管理経費につきましては、生徒の健康管理に係る経費を計上しております。主な内容は中学校と同様です。委託料の増額の理由といたしましては、尿検査の単価増等によるものです。使用料及び賃借料の減額につきましては、AED借上料の長期契約更新によるものです。備品購入費の増は、前年度との購入予定備品の差異によるものです。

下の表をごらんください。健康管理経費の特定財源です。歳入番号①、予算書は30、31ページのまちづくり基金繰入金のうち、21万4,000円を寒川中学校保健室の体重計及び旭が丘中学校保健室用ベッドの備品購入費に充当しておす。

次に、タブレット資料41ページをごらんください。特別支援教育推進事業費につきましては、小学校と同様に、寒川中学校に2名、旭が丘中学校と寒川東中学校に3名ずつの特別支援学級補助員を配置するための経費です。主な支出といたしましては、特別支援学級補助員の報酬、職員手当等、共済費及び費用弁償、消耗品費は特別支援学級の授業用消耗品、備品購入費は特別支援学級用備品購入です。

続きまして、下の表をごらんください。特別支援教育推進事業費の特定財源です。歳入番号①、予算

書は30、31ページのまちづくり基金繰入金の16万7,000円を、特別支援学級の備品購入費に充当しております。

次に、タブレット資料42ページをごらんください。教育コンピューター活用事業費につきましては、教職員用パソコンとパソコン教室及び特別支援学級の生徒用コンピューターの借上料、インターネット使用料などを計上しております。中学校では、技術家庭科や理科などの授業を中心に、コンピューターの基本的操作や情報収集の方法のほか、プログラミングやプレゼンテーション等についても指導を行うほか、情報モラル教育を実施してまいります。

次に、タブレット資料43ページをごらんください。中学校施設改修事業費につきましては、中学校の改修工事を行う際の事業費を計上しております。令和2年度は、衛生環境の改善等のため及び安全確保のために、旭が丘中学校北棟、管理棟の老朽化した給水配管の更新工事及び寒川中学校消火配管更新工事を実施します。

下の表をごらんください。中学校施設改修事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書は34、35ページの町債の中学校施設改修事業債930万円を、本事業の工事請負費に充当しております。

次に、2目教育振興費の説明をさせていただきます。小学校の教育振興費と共通しているところがありますので、中学校の特徴的なところを中心に説明をさせていただきます。

予算書は84、85ページ、タブレット資料は44ページをごらんください。就学援助等事業費につきましては、小学校同様、経済的に困窮している家庭の保護者に対して援助するものです。令和2年度の要保護及び準要保護生徒就学奨励費の対象生徒は225名、特別支援教育就学奨励費の対象生徒は9名を計上しております。

続いて、下の表をごらんください。就学援助等事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書の24、25ページの要保護生徒就学援助費補助金5万6,000円は、国が町負担分の2分の1を負担することとなり、これを扶助費に充てております。

歳入番号②、予算書24、25ページの特別支援教育就学奨励費補助金20万2,000円につきましても、国は町の負担分の2分の1となっており、これを同じく扶助費に充てております。

次に、タブレット資料45ページをごらんください。教育活動充実事業費につきましては、小学校と同様ですが、中学校には部活動があるため、部活動用の消耗品費1校当たり5万円なども計上しております。

続いて、下の表をごらんください。教育活動充実事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書は28、29ページの株式配当金50万円は、旭が丘中学校で予定のプラスバンド備品購入に充当しております。

次に、タブレット資料46ページをごらんください。「生きる力」の育成事業費は、小学校と同様に、豊かな心や生涯にわたって学ぶ力を育成するための部活動、進路指導に係る経費の補助等を行っております。増額の理由といたしましては、令和2年度は研究重点校を旭小学校から旭が丘中学校に指定がえをしたためです。

次に、タブレット資料47ページをごらんください。学校図書充実事業費につきましては、学校図書館の図書の購入に係る経費です。

下の表をごらんください。学校図書充実事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書は30、31ページ

のまちづくり基金繰入金の176万円を、本事業に充当しております。

次に、タブレット資料48ページをごらんください。「地域のせんせい」ふれあい推進事業費につきましては、小学校と同様に、地域で活躍する方々を「地域のせんせい」として講師に迎え、各教科や道徳、総合的な学習の時間のほか、中学校では部活動等の教育活動の充実を図ってまいります。報償費はその方たちへの謝礼です。

次に、タブレット資料49ページをごらんください。少人数学習推進事業費につきましては、中学校の数学、理科等の授業において、少人数学習指導を行うための少人数学習補充教員を各中学校に1名雇用するための報酬、職員手当等、共済費及び費用弁償です。

次に、タブレット資料50ページをごらんください。寒川にこここ学習推進事業費につきましては、小学校費と同様に、町民センターなどで授業の補充学習、宿題の補助、学習の悩み相談など、状況に応じ個別指導の形態で学習支援を行っており、そのための生徒及び講師用教材の消耗品費及び寒川にこここ学習を運営するための委託料となっております。

続きまして、4項社会教育費1目社会教育総務費の説明をさせていただきます。予算書は引き続き84、85ページから、タブレット資料は51ページをごらんください。職員給与費につきましては、教育総務課社会教育担当職員3名分の人件費です。

次に、タブレット資料52ページをごらんください。社会教育委員活動事業費につきましては、町の社会教育委員の活動に係る費用です。主な経費は、委員報酬、県の研修会等への参加に伴う旅費、県社会教育委員連絡協議会や環境浄化推進協議会の負担金です。

次に、タブレット資料53ページをごらんください。社会教育総務事務経費につきましては、社会教育担当職員が会議や研修会に参加するための旅費です。

次に、タブレット資料54ページをごらんください。社会教育関係団体活動支援事業費につきましては、社会教育関係団体の活動支援を行うため、町PTA連絡協議会、町婦人会への活動補助金です。

次に、2目文化財保護費について説明させていただきます。タブレット資料55ページをごらんください。文化財保護事業費につきましては、町内の文化財の保護・保存、普及啓発に係る費用です。報酬は、文化財保護委員と、発掘遺物の整理や報告書作成補助等に従事する会計年度任用職員の報酬、報償費は岡田の大神塚調査指導者等への謝礼、旅費は文化財保護委員の交通費と会計年度任用職員の通勤手当、需用費はフィルム現像代など、埋蔵文化財発掘調査に係る消耗品費代及び文化財説明板の修繕、委託料は埋蔵文化財発掘調査の実施や、文化財の草むしり清掃を実施するためのものです。負担金補助及び交付金は、祭りばやし保存会連合会への補助金となっております。

下の表をごらんください。文化財保護事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書は24、25ページの埋蔵文化財補助金124万8,000円は、開発などに伴う埋蔵文化財保護のために行う発掘調査に係る経費に対する国の補助金です。補助対象となる発掘調査に係る経費の総額は249万6,000円となり、補助率はその事業費の2分の1となっております。

歳入番号②、予算書は26、27ページの市町村事業推進交付金は、県の補助金で、市町村の事業に対し町へ一括交付されるものです。その一つに埋蔵文化財事業があり、さきの国庫補助事業に随伴する補助として補助金が交付されます。金額は、国庫補助対象事業費からさきの国庫補助を差し引き、残りの額

の3分の1となっております。これが充当額の41万6,000円となり、国の補助と合わせて166万4,000円が本事業費に対する補助の全額となります。これを本事業へ充当し、残り117万7,000円は一般財源からとなります。

次に、タブレット資料56ページをごらんください。文化財学習センターにつきましては、町内の文化財の保管や文化財に関する保護啓発を行っている文化財学習センターの管理運営経費でございます。報償費はわざわざ作り教室の講師謝礼、需用費はコピー機トナー代等の消耗品費や暖房用燃料費、役務費は電話、インターネット使用料、委託料は建物の警備や清掃の委託料です。使用料及び賃借料は、センターで使う複写機の借上料です。

次に、タブレット資料57ページをごらんください。文化財学習センター維持管理経費は、同センターの維持管理に必要な経費を計上しております。役務費は、同センターの建物火災の保険料です。

次に、3目公民館費について説明させていただきます。予算書は86、87ページ、タブレット資料は58ページをごらんください。町立公民館運営経費です。町民センター及び公民館の運営管理につきましては、平成29年度から指定管理者制度を導入しております。民間企業等のノウハウを活用して公民館の運営管理の効率化を図るとともに、公民館が町民の社会教育の拠点として役割を果たせるよう、指定管理者と連携して取り組んでおります。委託料は、公民館運営管理を行うため指定管理者へ支払う指定管理料です。委託料の増減理由ですが、運営経費における消費税増による増額分と、最低賃金改定に伴う人件費上昇による増となっております。

次に、タブレット資料59ページをごらんください。町立公民館維持管理経費です。これは公民館施設の維持管理について指定管理者が行うべき以外の部分や、建物設置者の町がその責任として実施する経費となります。修繕料は、町民センター屋上屋根の塗装修繕を行うものです。役務費は、町民センター及び各公民館の火災保険料です。使用料及び賃借料は、北部公民館の駐車場用地の土地借上料です。

次に、4目図書館品についてご説明いたします。タブレット資料60ページをごらんください。総合図書館運営経費です。寒川総合図書館の運営管理につきましては、公民館と同様、平成29年度から指定管理者制度を導入しております。委託料は、図書館の運営管理を行うため、指定管理者へ支払う指定管理料です。委託料の増減理由ですが、運営経費における消費税増による増額と、最低賃金改定に伴う人件費上昇による増となっております。

次に、タブレット資料61ページをごらんください。総合図書館維持管理経費です。これは図書館施設の維持管理について指定管理者が行うべき以外の部分や、建物設置者の町がその責任として実施する経費になります。需用費の修繕費は消防設備関連及び地下高圧線引き込み部の修繕等、役務費は総合図書館の火災保険料です。委託料につきましては、前年度の建築基準法に基づく外壁点検委託が終了したため皆減としています。公有財産購入費につきましては、総合図書館は神奈川県企業庁の地域振興施設等整備事業を活用し、企業庁から町が施設を買い取る形となっており、平成18年度から令和8年度までの償還計画に基づき、図書館施設購入償還金として令和2年度分を支払うものです。

次に、5項保健体育費2目体育施設費について説明させていただきます。予算書は88、89ページ、タブレット資料は62ページをごらんください。学校体育施設開放事業費は、地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として利用を図る小中学校の体育館、屋外運動場、南小学校ふれあいホール及び寒

川中学校、旭中学校の夜間照明施設を開放利用するための事業費です。体育館の鍵管理謝礼の報償費、需用費では開放施設の維持管理用の消耗品の購入、寒川中学校防球ネットの修繕料、夜間照明の電気料、役務費では用具庫などに要する保険料、夜間照明施設保守点検のための委託料、使用料は体育館清掃用モップの借上料、原材料費はグラウンド用砂などが主なものです。

続いて、下の表をごらんください。学校体育施設開放事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書は20、21ページの学校体育施設等開放使用料145万1,000円は、施設利用者からの使用料収入です。これを本事業に充てており、残りの357万3,000円は一般財源からとなっております。

次に、3目学校給食費について説明させていただきます。予算書は引き続き88、89ページ、タブレット資料は63ページをごらんください。職員給与等につきましては、町が小学校に配置する栄養士3人と給食調理員16人、計19人の人件費です。栄養職員は各小学校に1名ずつ配置されておりますが、2校につきましては県費職員が配置されております。

次に、タブレット資料64ページをごらんください。学校給食総務経費につきましては、学校給食に携わる職員の退職等による欠員によって、会計年度任用職員の給食調理補佐員を雇用して補充し、学校給食の提供を図るための経費でございます。報酬は、調理業務を補佐する会計年度任用職員の給食調理補佐員20名分の報酬、職員手当等はそのうち5名分の期末勤勉手当です。共済費及び旅費につきましては、給食調理補佐員20名分の労働保険料と費用弁償の通勤手当です。委託料は、これらの者の健康診断を実施するためのものです。

なお、給食調理補佐員は、これまでみな同じ勤務日数、月14日以内、週2日から3日で勤務していましたが、令和2年度につきましては、勤務ニーズに応じて週に4日勤務5名、週2日勤務15名としております。

次に、タブレット資料65ページをごらんください。学校給食センター整備事業費につきましては、小学校、中学校を合わせた学校給食センターを整備するため、令和2年度は設計業務を行う事業費です。報償費では委員謝礼を、旅費では先進施設最新機器の視察のための普通旅費を計上、需用費では視察先土産等を消耗品として、視察先での給食試食代を食料費として計上しております。委託料につきましては、調査業務委託料が皆減となっております。使用料及び賃借料は、視察先への有料道路使用料となっております。

次に、タブレット資料66ページをごらんください。学校給食関係経費につきましては、小学校5校の給食施設維持管理等に係る経費を計上しております。報酬及び職員給与等については、従前、臨時職員を雇用していたものを、会計年度任用職員制度に切りかえたことによる皆減となっております。旅費については、会計年度任用職員の通勤のための費用弁償及び栄養士の研修旅費です。需用費では食器、洗剤、ゴミ袋等の消耗品費、給食備品の修繕料、給食当番となる児童、調理員、栄養士が身につける白衣等の被服費、調理に係るガス代の光熱水費を計上、役務費は食材点検手数料です。委託料は栄養士、調理員の月2回の検便検査、調理器具の保守点検、調理室の清掃及び害虫駆除などです。備品購入費は、給食配膳台の購入費でございます。

次に、タブレット資料67ページをごらんください。教育委員会各課が所管する一般財源となる歳入予算です。14款使用料及び手数料1項使用料6目教育使用料1節小学校使用料と次の段、2節中学校使用

料の行政財産使用料は、学校内に設置されている電柱等の使用料及び教員等の通勤車両の駐車に係る使用料などです。3節社会教育使用料の行政財産使用料は、社会教育施設敷地内に設置されている電柱等の使用料です。次に、17款財産収入2項財産売払収入1目物品売払収入の2件は、『寒川の文化財』など、教育委員会で刊行している書籍の売払収入です。実績を勘案し予算計上しております。21款諸収入4項雑入1目雑入8節雑入のその他1,000円は、学校公衆電話管理手数料です。

以上で、教育総務課、学校教育課、そして教育施設・給食課所管の令和2年度の予算案の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いをいたします。

**【杉崎委員長】** 説明が終わりました。

これより質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

太田委員。

**【太田委員】** 4点、簡潔に行いたいと思います。

まず1点目、小学校の維持管理費、学校の土地の賃借料が入っていたかと思うんですけども、南小の土地を以前買ったような記憶があるんですけども、今後も学校の土地の、今回は借上料になっていますけれども、購入していく予定があるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

次が小学校費、中学校費、両方ともなんですけれども、特別支援学級とかふれあい教育支援員さんの予算がついていたかと思います。そういった中で週30時間から28時間に変更されていますけれども、これまでも数年間減額補正をされてきたかと思います。週30から28に変更することによって雇用の確保が可能と考えて、こういった週の時間の変更をされているのかお伺いしたいと思います。

それから、65ページの学校給食センターの視察を今年度行っていくということでした。どういった観点で、どういうところに視察に行く予定にされているのか。整備に向けた検討を行うに当たりとなっていますけれども、行き先等の場所が確定していたらお知らせをしていただきたいと思います。

あともう1点、特に教育委員会の部門で大変多いかなと思っています、まちづくり基金から予算を計上している額が1,378万8,000円という額に上っています。ほかのところでも計上されている部分は歳入のところでありましたけれども、教育部門に限ってかなり多いかなという感覚があります。ここに頼ってばかりいると、もしまちづくり基金が減っていったら確保できなくなった場合に、きちんと備品だったり、図書購入だったり、主に備品が多いんですけども、こういったところを一般財源の中で確保をしていけるのかどうか、まちづくり基金に頼っている部分があるんじゃないかなというのをすごく今聞いて感じていたんですけども、そこの辺の考え方をお聞かせください。

**【杉崎委員長】** 4点、順次答弁をお願いいたします。

水越教育施設・給食課長。

**【水越教育施設・給食課長】** 土地の借り上げについてですけれども、現在、寒川小学校は借用地が4筆残っている状況でございます。こちらについては、借用地ですと、学校の安定した運営が担保されない部分もございますので、教育委員会としては借用地の解消を図っていきたくと考えております。ただ、その買い取りに関しては先方のご意向、また予算的な部分もありますので、方向性としては買い取りを進めていきたいという考えでございます。

続けて、質問の順番は飛ばしますけれども、給食センターの視察に関してですけれども、こちらいよ

いよ令和2年度については設計の場面になってきます。そこで複層階での給食センターというところを  
考えておまして、視察先も複層階で安定して給食を出している施設を見ていきたい。場所については  
まだ先方と調整しているところで、具体名は差し控えさせていただきますけれども、主に現場の動線  
ですとか、調理のしやすさといったところを見ていきたいので、栄養士であったり調理員を連れて視察し  
ていきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 小島学校教育課長。

【小島学校教育課長】 質問の2点目にありました会計年度任用職員の時間数の変更に関しまして、  
まずご質問のありました30時間から28時間にさせていただいた職は、ふれあい教育支援員に当たります。  
ふれあい教育支援員を30時間から28時間にした理由は、社会保険に入る必要があるかどうかといったと  
ころで、来年度雇用するに当たっては入らなくて済むようにということで、時間数を若干ながら減らし  
ました。こちらは総務課とも相談をしつつ、どの範囲であればといったところによる判断をしました。

以上です。

【杉崎委員長】 畑村教育次長。

【畑村教育次長】 歳入の部分でまちづくり基金にちょっと偏り過ぎてないかというご質問ござい  
ますが、歳出の部分については我々も精査した中で、最小限で最大限の効果を上げられるように歳出を  
組んでおります。その部分に特財としてまちづくり基金を充てるかどうかについては、財政のほうとも  
どういう使い方がいいのかというのは協議した上で対応していきたいというところなので、教育委員会  
としてお答えできるところは少ないと思うんですけども、一財をなるべく使わず、特財の中のいろん  
な補助金とか、これから文部科学省の情報を得た中で、そういった部分をなるべく獲得していく中で、  
まちづくり基金に頼らないような方法については、教育委員会としても財政課とともに調整をしていき  
たいと思いますので、済みません、ご理解をいただければと思っています。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 まず1点目、残っているのは寒川小学校の4筆だけということで、これも買い取っ  
ていきたい。しかし、今、財政的な部分と相手の方がいらっしゃるので、順次そういう方向で進めてい  
くということで承知をいたしました。

2点目のふれあい教育支援員の方が週30から28ということで、わかりました。ほかの部分の確保でき  
ないところではないということですね。承知をいたしました。

それから3点目、給食センターの視察ですけれども、複層階を想定している中で動線の調査をしてい  
くというところでございます。これは1カ所なのか、例えば2カ所ぐらい、複層階あるところが何カ所  
あるかわからないんですけども、1カ所だけなのか、複数視察をしていかれるのか、その辺について  
お答えをいただきたいと思います。

それから、最後のまちづくり基金ですけれども、まちづくり基金は使用目的があって使うので、使用  
することに関しては、こういう教育目的に使ってくださいという寄附の方もいらっしゃるので、大事か  
なとは思いますが、こういう資料の提出の仕方をしていただいているから、どこからの歳入かという  
のが明確になった中で、教育委員会のところでまちづくり基金が多いかなという気がちょっとしていた

ので、そこを質問させていただきました。

今、教育次長のほうからも、さまざまなアンテナを張りながら、国とかの補助金を確保しつつというお話がありましたので、万が一、基金の残額が少なくなってくる中で、けれども必要な備品を購入しなければならぬというときには、しっかりと一般財源を確保しつつ、きちんと教育の場で不便がないようにしていただきたいと思いますけれども、ここは何かお答えがあればお聞かせ願います。

【杉崎委員長】 答弁をお願いします。

水越教育施設・給食課長。

【水越教育施設・給食課長】 給食センターの視察に関しては、2カ所計上しております。あと、旅費のうち、センターの視察に加えまして、厨房機器の見本市についても最新の衛生的な機器、そういったものも視察する予定で計上してございます。

以上です。

【杉崎委員長】 小島学校教育課長。

【小島学校教育課長】 4点目の歳入にかかわる部分に関して、しっかり学校の必要なものというお話でしたけれども、確かにいつもそのようにそれぞれの委員の方々からお声をかけていただいているところは、学校教育課としては大変ありがたいことと思っております。限られた予算の中で学校の要望全てをかなえるということは、実際にはできてないところがありますが、極力、学校の教育活動が困らないように学校の要望に合わせて、そして8校があまりアンバランスにならないよう、学校教育課としても予算の組み立ては考えておりますので、そこは今後も継続をしていき、教育活動に支障がないように進めていきたいと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。視察先が2カ所ということと厨房機器の見本市ということで、わかりました。複層階でのセンターってあまりないのかなという部分もありますので、そういったところはしっかりと見ていただいて、もし課題があるのであれば、そこをクリアできるような形でしっかりと視察に行っていただきたいと思います。

そして、最後のまちづくり基金のところですが、この部分に関しては大切な寒川の宝の子どもたちですので、先ほどの説明の中にも優先順位をつけてというお話があったかと思いますが、そういったところをきちんと精査しながら、必要なものはきちんとつけていくというところはぜひお願いしたいと思います。

一つ、済みません、ここでいいのかわかんないんですけど、トイレが令和2年度で全て、まちづくり基金でもかなり投入をして使っていただいていますけれども、これで50%以上の達成ができたかと思えます。これは3カ年計画だったと思うんですけど、令和2年度で全てが終了すると思うんですけど、その先は50%で終わりという考えなのか、さらにパーセントを上げていく予定があるのか、そこだけお聞かせいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 水越教育施設・給食課長。

【水越教育施設・給食課長】 トイレの便器の洋式化については、今ご質問があったとおり、令和2

年度が3カ年の最終年でございます、最終的には全体の洋式化率では66.6%、計画どおりになる予定でございます。

ご質問のその先というのは、今のところ計画はございませんが、トイレにも今、洋式化を初め、また多目的なトイレ、いろいろな環境というか、状態のお子さんにも対応できるようなというニーズもありますので、そこら辺も考えながら、今後のトイレの整備、大規模改修を考えていきたいと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 畑村教育次長。

【畑村教育次長】 まちづくり基金の関係でございますけれども、先ほど委員からのご指摘もあったとおり、まちづくり基金、いろんな方からいただいたご寄附をこういったものに使ってほしいという要望があった中で、その中で教育ということであれば、教育の部分にも使わせていただいているということがございます。ですので、細々と言っては何ですが、備品とか教育環境の充実だったり、子どもたちの使い勝手がよかったりとか、そういった費用についてはまちづくり基金を使うということがまず一つだと思います。ただ逆に、今度ハード面の分、いろんな施設とかそういった部分の、エアコンも一つそうですねですけれども、今のトイレもそうですねですけれども、そういったハード面については国の予算をうまく活用してやる。

今の備品とか、教育環境の充実の部分については、まちづくり基金をうまく活用させていただいて、使い過ぎはいけませんけれども、なるべく有効に使わせていただくという対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 まず1点目、タブレット資料24ページ、今のふれあい教育支援員について、こちらのほうは今、太田委員からもいろいろと話を聞いたんですけれども、減った理由はわかりました。これは減ったのは2時間ほどなんですけれども、減ったことによる影響というのはないのか、まずそれをお聞かせください。

それと28ページですが、就学援助についてです。これは前年度に比べて増減で300万円ほどふえていますけれども、ふえた理由をお聞かせください。

それと27ページ、旭小学校の消火配管の老朽化による一部配管となっているんですけれども、その一部変更の詳細をまずお聞かせください。

それと65ページの学校給食センター事業費についてですが、今回新しく給食センター整備運用検討会というものが開かれていると思うんですけれども、そのメンバーを教えていただければ教えていただいて、それとあと部会の内容をお聞かせください。

4点です。お願いします。

【杉崎委員長】 小島学校教育課長。

【小島学校教育課長】 では、ご質問にありました1点目、ふれあい教育支援員についてお答えさせていただきます。

先ほど申し上げたように、週当り30時間から28時間に減っております。その2時間といったところは、実際子どもを見る時間が減っているのです、実数として確かに減っております。ただ、人数も確保できておりますし、また今までご勤務いただいた方々の多くには継続勤務をしていただけるようご理解を得ましたので、引き続き子どもたちのために充実した支援を、この方々にはとっていただきたいと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 新藤副主幹。

【新藤副主幹】 では、2点の就学援助費についてお答えさせていただきます。

小学校費につきましては、委員おっしゃるとおり300万円程度増額となっております。増の要因といたしましては、平成31年度小学校に420名で見込んでいた人数が、令和2年度434名の増となっております。またあわせて、それぞれの国の補助単価も上がりましたので、支給の単価も上がっていることになってございます。

また、中学校費につきましては、人数につきましては本年度250名から、令和2年度は見込みで225名の減となっております。また、ミルク給食、ミルクの飲用者自身が中学校については減ってきておりますので、その分、減となっております。

以上です。

【杉崎委員長】 水越教育施設・給食課長。

【水越教育施設・給食課長】 では、3点目、4点目お答えしていきます。

まず、小学校の施設改修事業費の旭小学校の消火配管についてですけれども、詳細については屋内消火栓の配管が大分老朽化しており、一部腐食、一部漏水のおそれのある部分があります。万が一の際に消火栓が正しく使えるようにそれを更新していきます。箇所としましては1階及び屋外の地下配管の部分の腐食が激しい、またそれと推測される部分がありますので、そこを露出配管にして更新をかけていきます。

続いて、給食センターの整備の運用部会についてご説明しますが、メンバーについてはまず校長、学校の先生の代表、養護の先生の代表、栄養士の代表、調理員の代表、それから町側としましては企画課長、財政課長、施設再編課長、学校教育課長、それから私、教育施設・給食課長という構成で、あと教育次長も入っております。

そこでそれぞれが必要のある課題に対して、ワーキンググループという形がかかわっております。例えばアレルギーの部分であれば養護の先生だったり、栄養士であったり、学校教育課長であったりといったような、テーマに応じてワーキンググループにかけて、それぞれ課題解決と設計にどう盛り込んでいくかを考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 1点目は、2時間減ってはいますけれども、子どもの安定の充実に関しては問題ないというふうに理解しました。減ったことにより社会保険料が不要になっているということは、これは当事者が社会保険料を、要らないというわけじゃないですけれども、社会保険料が減ったことについて保

険料の補償がどうなっているのかなというのがちょっと心配になったので、質問させていただいたんですけども、その点についてお聞かせください。

就学援助については、国が指導ということでふえたということは非常にいいことかなとは思いますが、これはどういった感じで周知していただいているのかということについてご説明ください。

3番目、確かに腐食が進んで、老朽化が進んでいるということは、当然直さなきゃいけない部分で、いざというときには大変だと思いますけれども、老朽化ということで全体的に施設が老朽化しているわけですから、その一部だけということになると、直した以外のところがまた老朽化で直さなきゃいけなくなるんじゃないのかなと思うんですけども、その点の見解をお聞かせください。

学校給食センターの委員会についてはわかりました。関係者の方々に構成して進めていくということですけども、これは議事録というのは公開されたりというのは当然、当然と言ったらまたあれなんですけれども、していただけるんですね。そこだけ確認させてください。

【杉崎委員長】 小島学校教育課長。

【小島学校教育課長】 それでは、1点目、先ほどの社会保険料のことにしてお答えさせていただきます。

30時間から28時間になったことで社会保険に加入しない分は、ご自身で国民健康保険に入ってくださいようになっております。これはどうしても子どもたちがいない8月のところは、勤務なしというふうにご考慮いただき、年度途中で切りかえの手続きをしていただかなければいけなくなってしまうといった煩雑さを解消することを考えての判断でもありますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

【杉崎委員長】 新藤副主幹。

【新藤副主幹】 では、2点目、就学援助費の周知についてでございます。まずは「広報さむかわ」、またホームページにつきましては、定期的に掲載をしております。またあわせて、健診時にもお配りをさせていただいております。また、これから学年進行時、新年度に入りまして全児童生徒に対してもチラシをお配りしてまいります。

以上でございます。

【杉崎委員長】 水越教育施設・給食課長。

【水越教育施設・給食課長】 まず、学校の施設の老朽化についてのご質問ですけども、全体的に老朽化が進んでいるのは事実でございます。こちらについては施設再編の関係もありますので、来年度以降に計画的な修繕ができるような取り組みを進めていきたいと考えております。

また、センターの運用部会の関係ですけども、議事録の公開というのは現在のところ考えておりません。内容について、特に設計にかかわる技術的・専門的な部分ですとか、アレルギーの児童生徒さんの詳細な部分を議論されていますので、お出しするとしたらホームページ等で概要をお知らせするようなどころかなと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 1点目の煩雑さということで、その部分で国民健康保険に変えていくということは

わかりましたが、社会保険から国民健康保険になるとかなり額が上がってきちゃうということで、その点は納得していただいているのかという確認と、それと就学援助は周知していただいて、上がったということで皆さん喜んでいただけると思うんです。そのところは周知していただけるように、こちらから要望します。

3つ目もわかりました。一遍には当然できないですから、できないということで来年度計画によって進めていくということで、徐々に変えていくということも理解しました。こちらもいいです。

4番目について、議事録の考えはないけれども、ホームページで考えを示していくということですが、事業を進めていく上で町民の声というのも生かさなきゃいけないと思うんです。その点について、町民と一緒にやっていかないと、今までの流れからいっているような反発というか、一部なのもかもしれないんですけども、そういういろいろなことを言っている方がいるので、そういう方についての配慮ということもやらなきゃいけないということで、議事録を公開するとか、そういう透明性をしたほうが良いと思うんです。

公開することについては、どういった考えかというのを町民の方に示すのは当然義務だと思うんですけども、そういう詳細を知らせることで透明性を上げることも必要ではないかと自分としては思うんですけども、その点もう一度見解をお聞かせください。

**【杉崎委員長】** 今の件は答弁は変わらないと思いますが、もしありましたらお願いしたいと思えます。

小島学校教育課長。

**【小島学校教育課長】** では、1点目の質問ですけれども、現在、ふれあい教育支援員をやっている方に関しましては、制度変更に関しまして、昨年の11月にそれぞれ説明をさせていただいております。確かにいろいろなご意見も出たりしておりますが、先ほど申し上げましたように、来年度も継続してやっていただける方に関しましては、この制度変更、手当等の変更をご理解いただいて、引き続き子どもたちの支援に携わっていただくようお願いをしております。

以上です。

**【杉崎委員長】** 水越教育施設・給食課長。

**【水越教育施設・給食課長】** 給食センターの整備に関しては、これまでパブリックコメントですとか、町民の声を多くいただいて、広く反映してきたところでございます。その姿勢は今後も変わりませるので、しっかりとお知らせして、声をいただいて反映させていきたいと考えております。

以上です。

**【杉崎委員長】** 他にございますか。

岸本委員。

**【岸本委員】** 2点質問させていただきます。タブレット資料39と45ページに絡むところですが、1つ目が中学校管理運営経費と教育活動充実事業費についてと、あと62ページ、学校体育施設開放事業費について質問をいたします。

中学校管理運営経費の中の委託料で、寒中のバスケットボールコートラインを引き直すという委託料が計上されています。3年ぐらい前から、私のほうからも、またうちの会派の議員からも幾度となくこ

のバスケットボールコートラインを引き直していただきたいというところで、ようやく計上されてはまっているところでございますが、2010年にルールが変わって、ようやく寒中の生徒もスリーポイントをまともな距離で打てるようになって安心しております。

そんな中で質問したいのは、このようにルール改正をした中で、ほかの中学校などでもしっかりとコート並びに道具と用具が変更されているのかどうか、その点の数字というか、教育委員会として把握しているかというのを一つお聞きしたいのと同時に、予算があるのはわかるところでございますが、学校からの要望があり、どのような経緯でこのように備品等が予算計上されて実施されるのか、そのあたりをまずお聞かせください。

もう一つが、学校体育施設開放事業費に絡むところかわからないんですけども、寒川小学校で学校運営協議会が始まったところで、これからは学校関係者並びに地域の方々を巻き込んで学校を運営していくことが始まった中で、今後、教育委員会として、目的がなきゃいけないんですけども、学校施設というか、グラウンドも含めてクローズされているところで、学校運営協議会のようなものが広がっている中で、クローズドしっ放しというのもどうかと思います。子どもの安全・安心を守るのはもちろんのことでございますが、地域の方がより近く感じるには、学校施設にもう少し立ち寄れるような、逆に教育委員会として、学校として安全を守りながらも、地域の方々を学校で受け入れるというか、見てもらうようなシステムというか、規則が必要なのかと思いますが、その点について今現在どのように考えているのかお聞かせください。

**【杉崎委員長】** 小島学校教育課長。

**【小島学校教育課長】** それでは、1点目の質問にお答えさせていただきます。

かねてから言われておりました寒中に関しまして、今度引き直しをするといったところ、予算獲得になりました。

ほか2校に関してのご質問ですが、ほか2校に関しましても、体育館で大きく1面をとる大会や試合等で使う場合のコートに関しましては、既に引き直しを行っているところです。部活等ではそこを半面に分けたりする、そちらのコートまではまだ至っていないところがありますので、また今後、学校の声、子どもたちの声、地域の方の声等を確認しながら、必要があれば進めていきたいと思っております。

そうしたルール変更等に伴う用具、施設等の変更といったことに関しまして、用具等に関しては、すぐに使うものとして変更を求められる、あるいはそれを変えなければ協議が成り立たない部分がありますので、そのところは早急に対応していくようにしております。

それを含め、学校の備品要望をどのように吸い上げているかということに関しましては、毎年度、学校のほうからも購入すべき備品等をリストで上げていただき、学校教育課と教育施設・給食課とともに学校のほうへ赴いて、実際どういう状況であるのか、そしてどういうニーズがあるのかといったことを確認させていただき、学校と協議をした上で優先順位をつけ、予算計上につなげているというふうにしております。

以上です。

**【杉崎委員長】** 水越教育施設・給食課長。

**【水越教育施設・給食課長】** 学校開放についてのご質問にお答えいたします。

学校開放については、現在、主な目的としましては社会体育の推進というところで、多くのスポーツの団体の方に使っていただいております。それ以外にもレクリエーションでお使いいただいている部分もありますが、一般の方については、土曜日、小学校一般開放ということでもお使いいただいているところでございます。

委員のご質問の要点は、より多くの方に開かれて使えるようなところかと思っておりますけれども、こちらについても学校教育に影響のない範囲でという条件つきではありますけれども、より多くの方が使えるようなことが今後考えていければと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 学校の要望についてのプロセスはわかりました。でも、確かに全ての学校の設備を100%にするのは難しいのかなと私も思っております。予算がありますし、また、今、学校の生徒さんのばらつきもある中で、部活動があるないとか今後出てくる可能性もある中で、今後、体育館やグラウンド、部活なのかもしれませんが、この学校はこういう部活、この学校はこういう部活というところで特化していくところで、ある意味限られた財源を使いながらも、よりよい環境で生徒さんに、プラスバンドも含めてですけれども、限られた財源の中でやるには、部活動に特化した学校というものも考えていくのが大事なかなと思うんですけれども、その点についてのご見解をお聞かせください。

もう一つの学校体育施設開放事業についてはわかりました。今後、学校運営協議会も始まることですし、そういった方々のご意見を聞きながら、より開かれた学校を目指すために教育委員会としても取り組んでもらいたいと思っておりますので、要望で結構でございます。

【杉崎委員長】 1点のみです。

小島学校教育課長。

【小島学校教育課長】 では、部活に関しまして、質問に回答させていただきます。

部活動に関しましては、子どもたちのニーズはもちろんのこと、学校の指導体制を鑑みて、部活の種目、数等は編成しております。実際には子どもの数の違い、教員の数の違いによって、現在、3中学校でも部活動の種目に関してはばらつきがあるところです。

質問にありました特化したような形を考えているかというご質問に関しましては、現在のところは考えておりません。といいますのは、部活動は現在、学校ごとにやっているところがありますので、ある部分、種目を学校ごとに特化してしまうことは、幅広くやりたい子どもたちのニーズに対応できないところがありますので、どこかの学校に特化して、部活はこの学校、この部活はこの学校といったことは今のところ考えておりません。それでなくても子どもたちのニーズに100%応え切れてないところがありますので、まずは極力、中学校の教員の負担にならない範囲を考えつつ部活動の数を設け、子どもたちと活動をしていきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 今現在は部活動も限られた人数、先生方の週休2日ですか、何かありましたもんね、部活動の指導の中で。というのがある中で、教職員の多忙化という中もあって、部活動が昔のようには

できないところではありますが、今後、文科省かスポーツ庁かわかりませんが、もしかすると部活動のあり方というものも今後変わってくる可能性があると思うんです。

狭い町域でございますので、今までのように学校の単位でなく、寒川町全体として子どもをスポーツ、寒川町も今度アーバンスポーツに特化してというか、そっちのほうに方向性を変えたというか、決めたところがありますので、スポーツというものも教育の一環として考えると、狭い町域でございますので、3校またいで部活動のあり方というものも、もう一度考える時期が来るんじゃないのかと思っております。そういったこともしっかり教育委員会がまずは検討しながらも、そういう時期が来たらすぐに対応できるような体制、対応をとってもらいたいと思っておりますが、その点について検討ができるかどうかという見解だけお聞かせください。

【杉崎委員長】 小島学校教育課長。

【小島学校教育課長】 本当にここ数年を見てきましても、部活動のありようというのは随分変わってまいりました。今後も少子化、それから教員の多忙解消といった中に外部指導員をとという話も出てきております。今後、ますます部活動のありようといったことは変わっていく可能性は十分にあると思っております。もちろんそうしたところに関しまして、教育委員会としてはきちっと対応していくように、学校と連携をとりながら進めていきたいと思っております。子どもたちの変化等をしっかり見ていきたいと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、私のほうから、会派の事情等ありまして7点ほど、ちょっと多いですけども、簡潔に質問させていただきたいと思っております。

小中学校費のところでは5点です。まず、教育コンピューター活用事業費ですけども、教職員のパソコンについては充足していただいたところなんですけども、職員室にあるプリンターについて、各校ごとに何台ずつあるのかというのは把握されているのかということと、あとはプリンターの稼働率がどのようになっているのかという点をまずお答えください。

教育活動充実事業費のところでは、令和2年度より小学校の教科書が変わることによって教師用指導書の予算増というところなんですけども、小学校の教科書が変わるという内容の詳細な説明をしていただきたいと思っております。

3点目が、これは小中学校にまたがりましてですけども、小学校の少人数学級と小中学校の少人数学習ですか、今ちょっと議論になっていた部分もありますけども、まずそれぞれ何名の非常勤講師を予定しているのかということと、あと確保の部分で、今議論になったように、社保の関係のところは確保策につながっていると考えているのかどうかという点をお答えください。

次、4点目、これも小中学校費にまたがりまして、にこにこ学習のところなんですけども、来年度、令和2年度ににこにこ学習についてはどこで何回程度行うのかということと、あとは何人の参加を見込んでいるのかという点についてお願いします。

小中学校費の最後は、家庭学習支援について、令和2年度何らかの形で予算措置がされているのかど

うかというところをお願いします。

引き続き、社会教育費のほうに入りますけれども、公民館の運営と総合図書館の運営の経費のところ、消費税の増と人件費の上昇によって運営費が増加するところなんです、消費税の増加分と人件費の増加分というのは幾らなのかということと、あとは指定管理化されて4年目になるというところで、直営時代と比べて運営についての経費というのはどういうふうに変ったのかという点をお答えください。

最後、7点目です。公民館の維持管理経費のところ、町民センターの屋上の修繕をするということだったと思うんですけども、かなり老朽化が進んでいる部分であるんですが、屋上施設修繕というのは抜本的に改善するようなものなのか、それとも応急処置的なものなのかということをお答えください。

以上になります。

**【杉崎委員長】** それでは、7点順次答弁をお願いいたします。

押味指導主事。

**【押味指導主事】** 1点目についてでございます。プリンターに関してなんですが、現状、リースで1台導入しております。ご質問にありました稼働率についてでございますが、稼働率のほうは把握してない状況でございます。

以上でございます。

**【杉崎委員長】** 小島学校教育課長。

**【小島学校教育課長】** では、質問の2点目と3点目について答えさせていただきます。

まず2点目、小学校の教科書は変わるといったところに関して説明をさせていただきます。かねてからお話しさせていただいておりますように、令和2年度から小学校の学習指導要領が変わります。教科書は、本来、4年に一度変わる、教科書採択をしていくようになっておるのですが、今までの教科書は例外的に5年間使って、学習指導要領の改訂に伴って教科書も変わって、使っていくというふうになっております。昨年度、小学校の教科書採択を行いまして、令和2年度から新しい教科書に変わるというふうになっております。それに伴いまして、最初におっしゃっていた教師用の指導書及び教師用の教科書も変えさせていただきますので、その予算をとらせていただいているところになります。

3点目の少人数学習、何人予定しているかということですが、小学校では従来のような形の28時間勤務、今までは30時間だったものが、先ほどのお話にありましたように28時間と若干減っておりますが、28時間勤務が2名、15時間勤務が6名、中学校のほうは28時間勤務の者が3名、このように雇用させていただき予定になっております。

28時間は従来どおりの時間とあまり変わらない形で雇用を考えておりますが、小学校のほうはなかなか雇用できずにおりましたので、ハーフのような勤務の形の15時間という枠を設け、ハーフという少し短い時間だったらば、こういう少人数学習をやってもいいかなといった方の声を拾えるように、ちょっと時間数を減らした枠を設けさせていただきました。

社会保険に関して、確保策につながっているのかといった質問に関しましては、直接的に社会保険の部分が確保にかかわっていることは現在ありません。むしろ時間数を調整することによって、1人でも

多く学校に支援で入ってもらえるように雇用を進めていこうと思っているところです。実際、今、募集をかけているところですが、15時間勤務のところでは手を上げてくださった方がおりますので、今後もそこを広げていきたいと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 大野指導主事。

【大野指導主事】 にここ学習会についてでございますが、基本的には月4回実施ということで、年間の学習会を行っております。ですが、長期休業が重なる月におきましては、実施回数が2回という月もございます。登録の小学生につきましては、今年度開始につきましては30名程度、中学生につきましては25名程度の登録でスタートさせていただいております。にここ学習会につきましては、年度内に希望があれば登録をしていただいて、学習会に参加していただくという形をとらせていただいておりますので、登録は4月スタートの人数とさせていただきます。

以上です。

【杉崎委員長】 山口主査。

【山口主査】 公民館と図書館の指定管理料の増額の内訳であります。細かい計算のほうは出せないんですけども、人件費のほうは公民館費は62万円の増になります。増額が80万3,000円になりますので、それを引きますと、消費税額の増額の分は18万3,000円を見込んでおります。総合図書館の指定管理料につきましては330万円増額しているところですが、人件費が約240万円の増額、そのほか消費税の増を約90万円見込んでおります。

もう1点、直営時代と指定管理になってからの差ということですが、申しわけありません、今、28年度の決算額と30年度の収支額の資料が手元にあるんですけども、28年度、直営時代最後の年の決算額が、公民館につきましては1億4,041万6,265円でございます。30年度の収支報告書の額につきましては、指定管理に入りまして2年目でございますが、こちらが1億4,117万1,425円となっております。

【杉崎委員長】 押味指導主事。

【押味指導主事】 5点目の家庭学習の支援につきましてでございます。教育委員会としましてeライブラリーの活用を継続しております。eライブラリーのほうは、各家庭でも児童生徒がログインできるように年度当初にIDとパスワードを振り分けまして、学習するツールでございます。もちろん学校のほうでもそれを用いて学習しております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 水越教育施設・給食課長。

【水越教育施設・給食課長】 町民センターの屋上屋根の修繕についてお答えいたします。

こちらはまず応急か抜本かということと、どちらかというところと応急に近い部分でございます。

具体的には何をどう直すのかと申し上げますと、町民センターの屋上の南東側に、屋上の上さらに屋根を載せたような構造になっているのをお目にしたことがあるかどうか（「なかなかないね」の声あり）ちょうど屋上に出張った部分があるんですけども、あその部分がホールの舞台装置を格納している屋根になっておりまして、その部分の屋根材が劣化しておりまして、そこを塗装をしてもたせようという修繕でございます。そこから漏水がありますと、実際、少し漏水があるんですけども、舞

台装置に雨がかけると舞台装置にも影響が出てしまうというところで、その部分に令和2年度は特化して修繕をしていきます。

ほかの部分も少なからず漏水等がありますけれども、そこはまた順次対応ということで考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 山口主査。

【山口主査】 先ほどの図書館の直営時代と指定管理になってからの差額ですが、先ほど公民館のだけ申し上げまして、図書館のほうを申し上げてなくて申しわけありません。平成28年度の図書館の決算額、直営時代最後の年度になりますが、こちらの決算額が1億4,169万2,104円になります。平成30年度の収支報告の額になりますが、1億2,860万509円、差額は1,309万1,595円になります。

以上です。

【杉崎委員長】 押味指導主事。

【押味指導主事】 先ほどの1点目のプリンターについて訂正がございます。大変失礼いたしました。小中ともに各校に1台ずつ、モノクロレーザープリンターとインクジェットプリンターが導入されております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 済みません。にこにこ学習会はどこでやっているのかという質問があったかと思うんですが。

大野指導主事。

【大野指導主事】 失礼いたしました。会場といたしましては、町民センターの一室をお借りしてということで、29年度から委託事業ということで町民センターのほうにお願いしているところでございますので、実施会場につきましては、町民センターの視聴覚室や会議室をお借りしている形で実施させていただいております。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、順次再質疑をさせていただきます。

まず、プリンターの件なんですけれども、台数についてはわかりました。だから合計すると2台ずつということですか、2台掛ける8校ですかね。

稼働率ははかってないというところだったんですけども、これは総務省か文部科学省かわからないんですけども、稼働率の基準というのが出されているようで、おおむね3%から7%の間におさめるようにというか、それぐらいの基準が出されて、それをあんまり超えるようだとかなり支障が出てくるという状況らしいんです。それを踏まえて何らかの形で稼働率をはかって、プリンターが適正に使われているのかどうかというところをやったほうがいいんじゃないのかということがあって、稼働率というのは出力枚数に時間を掛ければ簡単に計算ができるようなので、そういったことを計算して行って、適正に使われているのかどうか、待ち時間やストレスがなくプリンターが使えているのかどうかということをはかっていただきたいと思いますと思うんですが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

す。

教育活動事業費のところ、教科書が変わるという説明はわかりました。それに伴って教師用の指導書を購入していくことになると思うんですが、中学校についても令和3年度から変わるんですか、そういう状況もあると思うんですが、近年、教師用の指導書がかなり高価になっている、例えばCDがついたりDVDがついたりという形で、かなり高価になっているという状況がありまして、それに対してちゃんとした質のものを教員の方にそろえてもらうだけの予算として、これは十分なのかどうかというお考えをお聞かせいただきたいと思います。

少人数学習と学級ですけれども、これは制度自体は整っているんですが、講師の確保というところ、これは毎年課題になっている部分で、それに伴って短い時間であったりとか、いろいろ考えていただいたのかなというところはあるんですけれども、これを確保するに当たって、これとにかく毎年なかなか難しい部分があって、仮に令和2年度についてもなかなか確保が、こういう形にしても難しいとなった場合は、もう少し柔軟に考えることってできないのかなというのをちょっと思っているところで、例えば30時間を28時間にして社保に入らなくなるというところで、逆に社保に入りたいという人もいたりとか、時間数が多いほうがいいのかという人もいたりとか、そういった個別の事情っていろいろあると思うんですけれども、仮に集まらなかったときというのはもう少し柔軟に考えたほうがいいのかと思うんですが、そのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

にこにこ学習会のところで、状況についてはわかりました。年当初の登録者数というのはわかったんですけれども、これは始まってから3年半程度でやっていると思うんですが、今までやってきた中で参加する生徒の傾向とかがあってあるんですか。例えば学力がどういうレベルの子が参加するとか、そういった傾向とかが把握していたら、何らかの形でお答えいただけたらと思います。

あとは、年度の途中から参加する子というのも結構な数いるんですか、毎年。いたとしたら、それに対してしっかりと対応ができていくのかどうかというところをお答えいただきたいと思います。

家庭学習支援のところ、eライブラリーに対して予算をつけているとお答えいただきましたけれども、家庭学習としてeライブラリーがどれぐらい使われているのかというところは何らかの形ではかられているのかどうかお答えいただきたいと思います。

公民館と図書館の件です。数字についてはわかりました。公民館については結構修繕とかあるから、一概に比較できない部分もあるかと思いますけれども、図書館のほうで結構な費用を削減されたという事実についてはわかりました。

もう一つ、指定管理化されたことによって自主事業というか、特色ある事業をふやしていくという方針があったと思うんです、当初。令和2年度については、そういった事業についてどのような点を充実させていくのかということについてお答えいただきたいと思います。

最後、公民館のところで、修繕の部分は応急的な処置というところでお答えいただきましたけれども、町民センターについてはかなり老朽化している部分があって、一つ聞くのはホールの舞台の音響装置の老朽化なんていう話もちょうちよく聞いたりしておりまして、これについては修繕の予算というのは、町民センターについては十分なんですか。586万円ですかね、そのお考えについてお答えをいただきたいと思います。

以上となります。

【杉崎委員長】 小島学校教育課長。

【小島学校教育課長】 それでは、2点目と3点目の質問に関しまして、私から答えさせていただきます。

先ほど委員のおっしゃったように、教師用の指導書はかなり高価になっております。この間、私も二度ほど教科書採択を経て、指導書の金額を見っておりますけれども、かなり上がってきております。特に指導書は教科書と違まして消費税もかかってくるものですので、消費税増といったところも影響を受けております。ですので、ここの予算に上がっていますように非常に高額になるのですが、小学校は学級担任が基本的に多くの授業をしておりますので、それぞれのクラスに指導書が行き渡るように数を計上させていただいております。

一方で、級外の先生等が担当する理科等に関しましては、先生がお持ちになれば事が足りますので、そうしたところでは少し冊数を減してといったところで、あまり何でもかんでも購入をとというふうには考えず、学校の指導している先生の状況、そしてそこに不足するようなことがないように数をそろえて予算計上をさせていただいております。ですので、学校のほうで足りないといった状況は生まれないようにしております。

それから、3点目の質問の少人数学習、学級の講師の確保といったところ、委員からご指摘いただいておりますように、議会のほうからも例年ここの講師をなかなか確保できないところに関して、どういう工夫をしているのかというご意見をいただきますが、今のように時間数を少し変えたりしているところもあります。今、来年度へ向けての教職員配置等も担当させていただく中で感じるのは、今一番の原因は、教員免許を持っている方々が、なかなかフリーでいらっしゃるということがないというのが現状です。

こういう町費でやっていただく方ももちろん充足していききたいところですが、まずもって学級担任をやっていただくとか、そうした教職員定数を充足する分の教員が非常に足りないという現状があります。それは寒川だけでなく、寒川が足りないときは他市町、あるいは湘南三浦教育事務所のほうも頼ったりしますが、免許を持っている方が登録にいらしていない。登録にいらしたらば、すぐどこかの市町へ配置されてしまうといった中で、教員免許を持っている方が少ないといったところが大きな理由になっていると感じております。

令和2年度に関して集まらないときの柔軟な対応といったお話がありました。確かにここ数年、なかなか講師は確保できておりませんので、今言った教員免許ということが一つハードルになるのであれば、そこがないもので子どもたちへの支援を充実させるといったことも考える中で、学校として求める人数、人材を確保していく、そういった柔軟なことは考えていかなければいけないと思っております。令和2年度、そうした講師の確保のために、まずは尽力に努めていきたいと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 大野指導主事。

【大野指導主事】 4点目のにこにこ学習会の子どもたちの学力の傾向ということでございますが、にこにこ学習会につきましては、28年度から委員会のほうで実施ということで行っている事業でござい

ますが、広く子どもたちに学習の場を提供していく、そこにまた地域の方の力をかりて学習を教えてくださいという形で進めさせていただいておりますので、こういった傾向のお子さんが来るとか、学力がこうだから受け付けない、あるいは参加を認めるという形でやっているものではございません。

また、年度途中の学習会参加は、随時、教育委員会のほうで受け付けておりますので、学習形態ですとか保護者の、特に小学校のお子さんに関しましては、学習会に送っていただくことも了承いただきながら実施しているものでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 山口主査。

【山口主査】 公民館、図書館の令和2年度の自主事業の計画や充実についてですが、公民館につきまして、指定管理者になってからまず大きく変わったところは開館日がふえたこと、以前は月曜日と祝日の翌日が休館日だったんですが、指定管理になってから月曜日は第3月曜日のみ、あと年末年始が休館で、それ以外の月曜日は開館することになったので、年間で約50日ほど開館日がふえております。

また、自主事業につきましても、直営時代、いわゆる公民館講座ですとかイベントが年間各館合計で、平成28年度は83講座実施されていたんですが、今年度でいいますと事業数は132事業に、約60%ほどふえております。令和2年度も同じような形で、たくさんの本数の事業をやる予定です。

内容につきましては、青少年向けの事業の充実と、あと公民館は利用者の高齢化が進んでおりまして、70代以上の利用者が大変多くなっている状況です。それなので、もう少し若年層の利用者を獲得しようということで、若者向けですとか、あとは五、六十代、アクティブシニア向けの講座をふやすことと、あとはサークルの増加をふやそうということで、年2回サークル入会体験フェスタという期間を設けて、サークルに参加したい方の入会を促すような事業をやっております。

図書館につきましても、昨年度から図書館まつりというものを始めまして、大変好評をいただいております。今年度の成果でいいますと、11月に図書館まつりを土曜日に開催しまして、1日で約3,800人の参加がありました。令和2年度も同じような形で図書館祭りを開催する予定になっております。

またあとは来館者はふえているんですけども、貸し出し冊数が減少傾向にあるため、その改善策をできるような形で、図書館のほうもいろいろな事業を検討しております。

あとはまた、若年層の読書離れが進んでいると言われておりますので、学校と連携した読書推進の取り組みを、令和2年度力を入れていきたいというふうに事業計画のほうではいただいております。

また、指定管理になってから、直営時代と比較してよくなったことといたしますのが、資料の購入費用が安定していることで、こちらの仕様書にも書かせていただいているんですけども、約1,000万円を図書購入費に使うことという取り決めになっておりますので、直営時代は年々図書資料費というのが減少傾向にありまして、600万円台になったこともありましたが、指定管理になってからは1,000万円を維持するような形で図書の充実をしております。

以上です。

【杉崎委員長】 押味指導主事。

【押味指導主事】 先ほどの1点目のプリンターの件についてでございます。先ほどモノクロレーザープリンターとインクジェットプリンターが導入されているということをお伝えしたんですけども、

主としてビジネスインクジェット、コピー機サイズのものを使っております。サブ機としましてモノクロインクジェットを使用しております。主で使っていますビジネスインクジェット機につきましては、現状今、ストレスなく稼働しているところが把握できております。ただ、数多く使われているところかあります。そちらの把握につきましては、1分当たり75枚といったカウンター機能がついておりますので、そういったことによってストレスなくといったところを現状で把握しつつ、様子を見ながら使っているところでございます。

続きまして、5点目の家庭学習の件につきましてです。eライブラリーの活用ですけれども、まず大きく一つとしては校内での活用、そして宿題といった家庭学習での活用の2つございます。先ほど利用状況の把握といったところでご質問があったんですけれども、それぞれ校内で学習の状況、あと家庭学習での状況といったところは、こちらのほうでログインした回数等を把握しております。

以上でございます。

**【杉崎委員長】** 水越教育施設・給食課長。

**【水越教育施設・給食課長】** 7点目の公民館の修繕等についてお答えいたします。

こちらについては、今ご指摘あったように、なかなか全てのご要望にお応え切れてない現状でございます。特に舞台絡みの装置については大分高額なものも多く、そこはなかなか苦勞しているところがございます。

維持管理については、指定管理者と責任分担をして、軽微な修繕は指定管理者、そして大がかりなものは町ということでやっております。その中で、指定管理者の話になってしまいますけれども、そちらのほうは割とこまめに迅速に動いていただいている部分もあって、そこも指定管理の一ついいところかなと思っております。今後の修繕等については、指定管理者から利用者の声も聞き取って、まずは優先順位をつけて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

**【杉崎委員長】** 佐藤正憲副委員長。

**【佐藤（正）副委員長】** かなり答えが出た部分もあるので、絞って、最後やらせていただきます。

プリンターの部分は今のところストレスは出てないということで、特に問題なく使えているのかなと思いますので、そこは問題ないと思いますが、今後、支障が出るような状況があったら把握していただきたいと思います。

あとは、特に少人数学級、学習の部分は、今ある程度答えが出ましたけれども、ここは毎年課題になっている部分なので、何とか令和2年度についてはしっかり解消して、いい事業だと思いますので、進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

再質疑としては、まずにここ学習のところで、状況はわかりました。あとはこれを教える側の人材の確保というのはどういうふうになっているのかという点、それは年によってある程度変わっていくものなのか、それともずっと同じ方に継続してやっていただいているものなのか、教える側の講師の状況を、最後、教えていただけたらと思います。

eライブラリーの件について、家庭と学校で使っているログイン履歴で利用率を見られるというお話だったと思うんですが、家庭で使っている利用率というのはここ数年で上がってきているものなのかど

うか、その傾向がわかれば教えていただきたいと思います。

あと最後、町民センターのところですか。状況としては全ての要望に応えられていないという状況、想像どおりだなと思っております。ここでちょっと考えなきゃいけないのは、毎年、細かい修繕であったり大規模修繕というのが行われていく中で、町民センターについては、ここだけで答えられるのかわからないですけれども、あと何年ぐらいこれは使っていく予定なんですか。現状の総合管理計画ですか、再編計画等を見ると、恐らく最低でも16年なのかなと思っちゃうんですけれども、担当課としてはその点についてはどのようにお考えなのか、最後、お聞かせいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 大野指導主事。

【大野指導主事】 ここにご学習会の講師の部分につきまして、お答えさせていただきます。

基本的には継続をしていただく形で、講師の先生方には毎年子どもたちに学習を教えていただくという形で取り組ませていただいております。また、今年度は新規で講師登録をしていただいた方もいらっしゃいます。子どもたちにとっては毎回先生が変わるというよりは、小学校の子どもたちを見てくださいる先生、または中学校の子どもたちを見てくださいる先生ということで、その日に学習したことも記録として残し、どういった学習を積み重ねているかということも、ほかの先生とも共有できるような形でこの学習会を実施させていただいておりますので、講師の先生は基本的にはご自身の事情がない限りは快くお引き受けいただき、継続をしていただいているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 押味指導主事。

【押味指導主事】 5点目のeライブラリーの活用の質問についてです。

先ほどの家庭での活用率がふえているかという話ですけれども、さまざま委員会のほうでもeライブラリーを活用するといった普及の活動に努めてまいりました。例えば学校教育だよりとか、家庭版教育だよりでeライブラリーの活用を促したりとか、あと各学校それぞれ1回なんですけれども、eライブラリーの講習会も設けております。例えばそちらにおいては教職員の使用とか、あと児童向けに開催したりとか、または保護者を呼んで家庭でこういった形で使っていただきましょうという普及活動をしております。

そういったかきもございまして、活用率なんですけれども、微増ではあります、年々少しずつ活用率が上がっているという現状がございまして。ただ、1点、家庭で必ずしもeライブラリーができるかという、家庭環境といったところもございまして、そういったところも加味していただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

【杉崎委員長】 水越教育施設・給食課長。

【水越教育施設・給食課長】 町民センター、また公民館の管理については、当面はまず必要とされる修繕をやっていきたくて考えております。また、今後については、総合管理計画、また今後策定される施設再編計画と整合をとって、しっかりと管理をしていくということになります。

以上です。

【杉崎委員長】 大分お昼を過ぎてしまって申しわけなかったですが、これをもちまして教育委員会

所管の審査を終わりたいと思います。大変お疲れさまでございました。

10分だけ休憩します。12時55分に再開します。

---

**【杉崎委員長】** それでは、ちょっと早いです、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

令和2年度の寒川町一般会計及び各特別会計の予算につきましては、休憩前の教育費をもちまして、全ての説明及び質疑が終了いたしております。

この後の進め方といたしましては、総括質疑から討論、採決という流れになりますが、総括質疑、討論、採決につきましては予定どおり23日に行いたいと思います。資料請求は全て出そろっているということで、よろしくお願いをしたいと思います。

この後、委員の皆様には総括質疑要旨をご提出していただくわけですが、要旨提出の締め切り時間ですが、例年2時間ほど見ているということでございますので、皆様には大変忙しい思いをさせて申しわけないんですが、午後3時30分、15時30分までに質問の要旨をお願いしたいと思います。それでは、よろしいですね。15時30分までに提出をお願いいたします。

なお、通告の提出に当たっては、事務局からデータでお送りした書式をお使いいただきますようお願いを申し上げます。全ての要旨が提出された後、特別委員会を再開させていただき、総括質疑の人数、また質疑の順番等を皆さんと確認してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、暫時休憩をいたします。再開は16時、午後4時に再開をいたします。それでは、よろしくお願いをいたします。お疲れさまでした。

---

**【杉崎委員長】** 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

総括質疑の要旨について皆さんから提出をしていただきまして、副委員長を含む4名の委員の方から提出されました。順番についてはこの提出順でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【杉崎委員長】** それでは、最初に通告順位1番の岸本委員、2番目に青木委員、3番目に太田真奈美委員、そして最後が佐藤正憲副委員長という順番で行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

なお、執行部との調整はしっかり行っていただきたいと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。あしたも1日ありますから、質問の内容も含めてしっかりと確認をお願いしたいと思います。

それでは、23日の月曜日に総括質疑が行われますが、まず朝9時に一度皆さんにお集まりをいただきまして開会をさせていただいて、1時間休憩を入れて、総括質疑は10時からということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【杉崎委員長】** それでは、そのように23日の予定も含めてお願いをしたいと思います。

以上をもって会議を閉じたいと思いますが、最後に副委員長より閉会の挨拶をお願いしたいと思います。

**【佐藤（正）副委員長】** 4日間にわたり各担当課への審査が終わりました。最後、総括質疑が残っ

ておりますけれども、よりよい質疑というか、内容になるように皆さんご協力いただきまして、最後を締めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日はこれにて予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時02分 散会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 2年 6月 2日

委員長 杉 崎 隆 之